

第4期鳥栖市障害福祉計画（素案）

■平成27年度～平成29年度■

鳥栖市 社会福祉課 障害者福祉係

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
第2章 基本理念と基本方向	
1. 基本理念と基本方向	5
第3章 現状と課題	
1. 本市の現状と課題	6
2. 障害福祉サービスの現状	7
3. 地域生活支援事業の現状	9
4. 障害者理解基礎調査結果から見えてきた課題	12
5. 事業所の意見（事業所ヒアリング）	15
6. 課題の整理	17
7. 課題に対する取り組み	18
第4章 成果目標の設定	
1. 成果目標の設定	19
2. その他の事項	22
第5章 今後のサービス見込量と実施方策	
1. 障害福祉サービス	23
2. 障害児福祉サービス	27
3. 地域生活支援事業	30
4. 地域自立支援協議会	38
5. 計画の推進・点検・評価	40
資 料	
1 障害のある人を取り巻く状況	41
2. 障害者手帳所持者等の状況	42
3. 障害程度区分の認定状況	44
4. 就業状況	45
5. 障害者とその生活に対する関心度調査	46

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国は「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行し、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

また、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月より施行することとなりました。

本市では、障害者基本法に基づく「鳥栖市障害者福祉計画」の中で、（注1）ノーマライゼーションと（注2）リハビリテーションの考え方のもと、「障害者が自己決定と自己選択により社会の一員として社会のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現する」ことを基本理念として、新しい制度や枠組みへの対応と新たな課題への取り組みを進めるために、施策や事業を計画的に推進してきました。平成23年3月に策定した第3期の鳥栖市障害者福祉計画では、これまでの計画理念を普遍的なものとして引き継ぎながら、「鳥栖市に住むすべての人々が、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまち」を目指して4つの基本目標のもと施策の推進を図ることとしています。

今回、平成24年3月に策定した計画期間を3年間とする「第3期鳥栖市障害福祉計画」が、平成26年度に計画期間の終了を迎えたため、「第4期鳥栖市障害福祉計画」では、これまでの障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「鳥栖市障害者福祉計画」との整合性を図りながら、平成29年度を目標年度として計画を策定するものです。

注1）ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

注2）「リハビリテーション」

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

2. 計画の位置づけ

市町村は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画の策定を行うことが義務づけられています。

「鳥栖市障害者福祉計画」が障害者に対する施策に関する基本計画であるのに対し、本計画は数値目標や具体的な取り組みを定める実施計画となります。

「第6次鳥栖市総合計画」を上位計画と位置付け、「鳥栖市地域福祉計画」や、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の計画的な供給体制を整備するための計画として平成26年度に策定される「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」等の計画と整合性を図りながら策定しました。

図1-1 鳥栖市総合計画等との関係

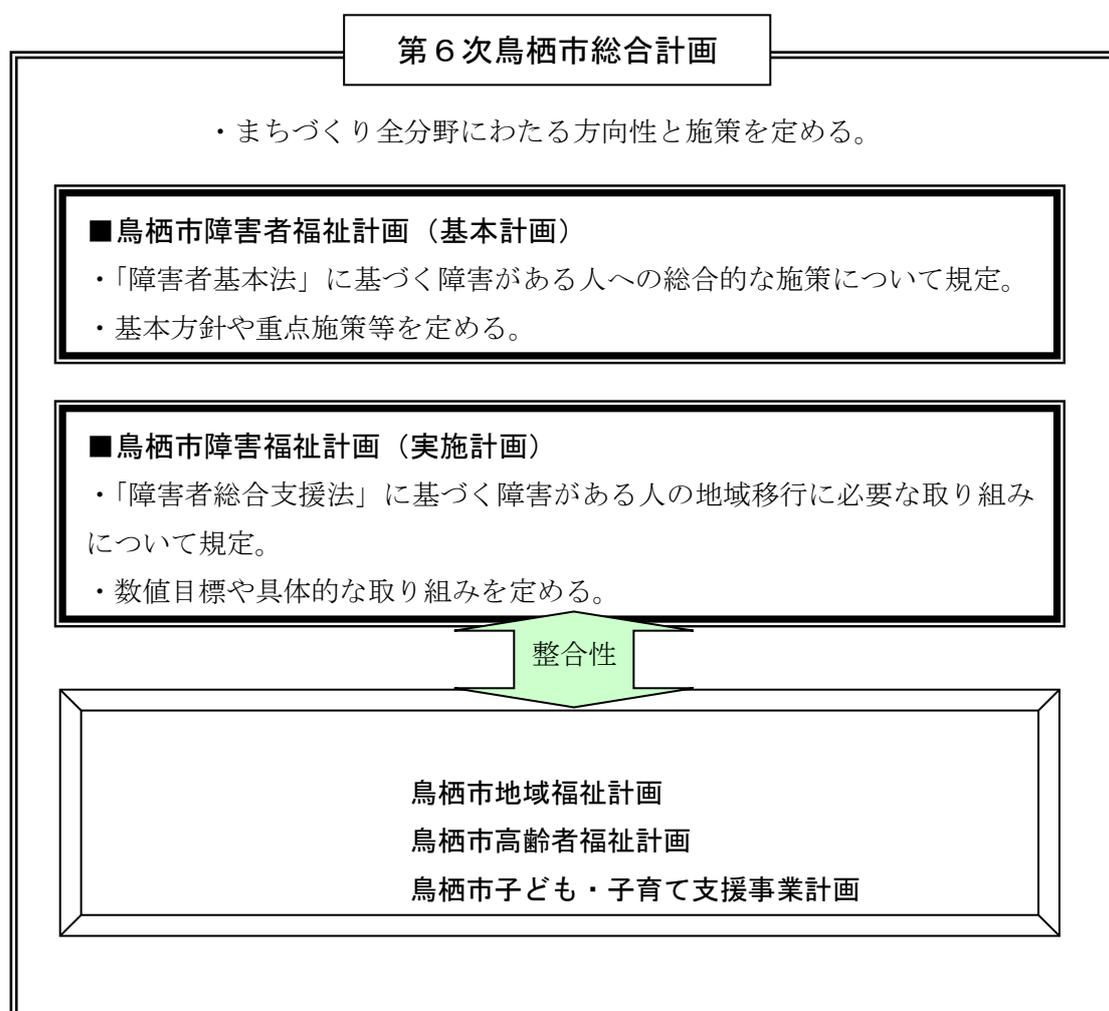
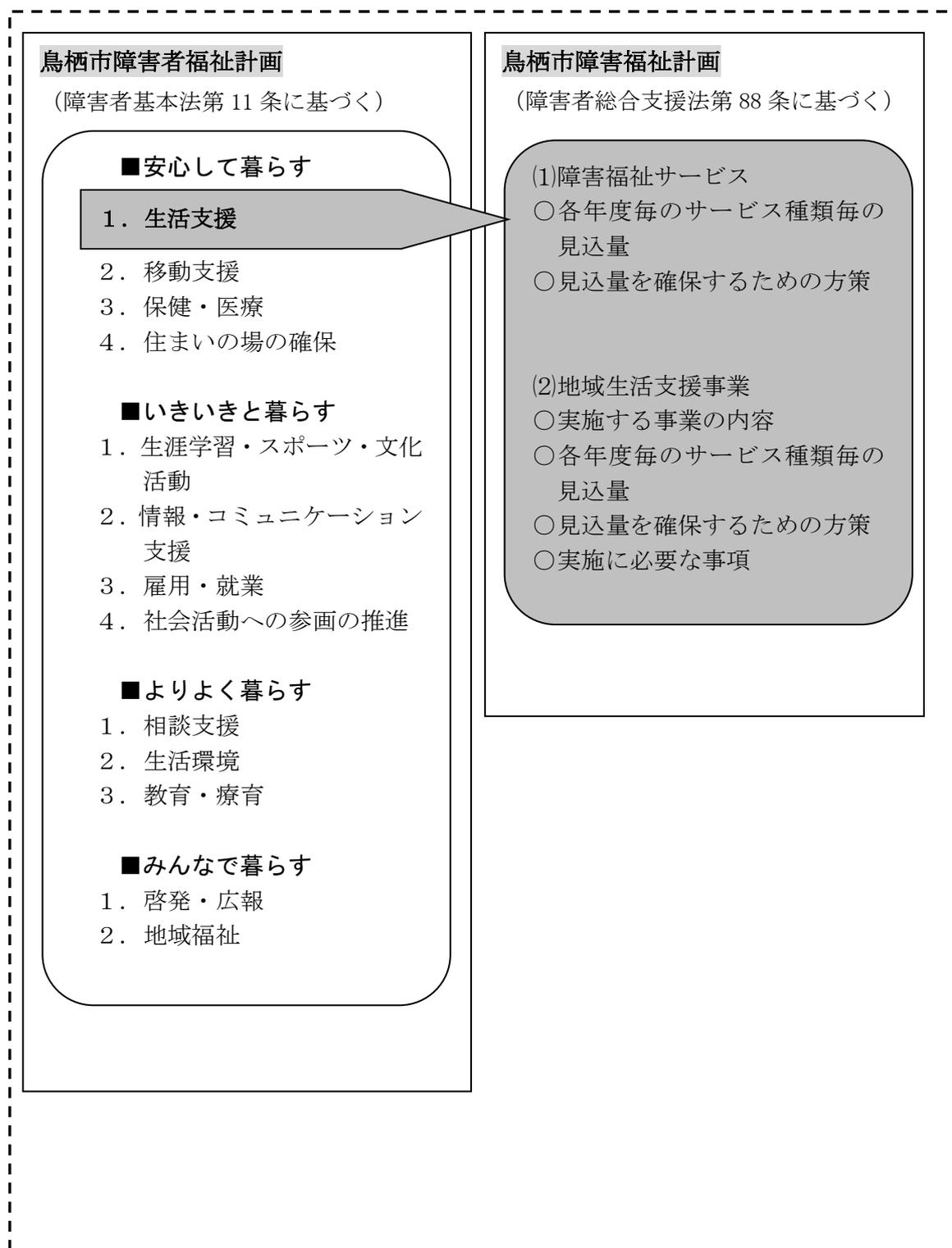


図1-2 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の関係



3. 計画の期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種サービスについて、短期・中期的にサービス量を見込み、そのサービス量を確保するための方策を定めます。

本計画は、平成29年度を目標として、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間として策定します。計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化等必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

図1-3 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の計画期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第2期鳥栖市障害者福祉計画					第3期鳥栖市障害者福祉計画						
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		

第2章 基本理念と基本方向

1. 基本理念と基本方向

障害者の自立と社会参加を基本理念とする障害者基本法や鳥栖市障害者福祉計画（基本計画）の基本理念である「～繋がり、支え合い、切り開く～認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指して」を踏まえ、第4期障害福祉計画においては、次の3つを基本方向として計画を策定・推進していきます。

(1) 障害のある人の自立支援の充実

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに本市の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害のある人の地域生活への支援体制の充実

サービス基盤の地域間・障害種別間の格差縮小

障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等とし、障害福祉サービスの充実を図り、障害福祉サービスに関する地域間の均衡を図ります。

また、平成25年度より障害者の定義に追加された難病患者等については、ホームページ等を通じて、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を行っていきます。

(3) 障害のある人の社会参加・就労の支援

福祉施設（入所）や病院（入院）から地域生活への移行、地域生活の定着継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所、病院への入院から地域生活への移行、地域生活の定着継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備につきましては、地域生活への移行、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供など、地域の体制づくりを行う機能を強化する必要があります。

第3章 現状と課題

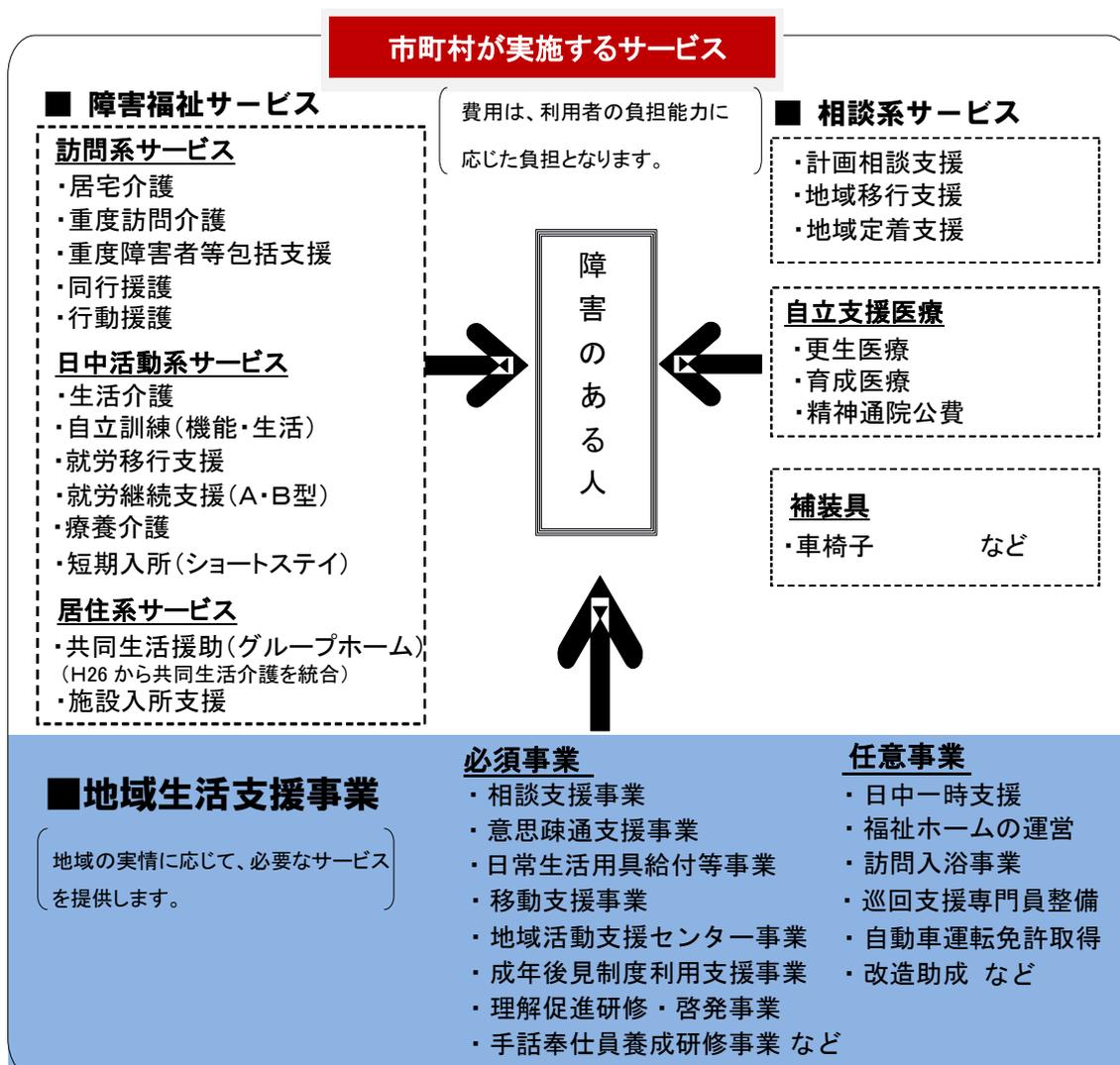
1. 本市の現状と課題

第4期鳥栖市障害福祉計画の策定に際し、第3期鳥栖市障害福祉計画の現状分析や障害者理解基礎調査、事業所からの聞き取り等をもとに、本市の課題の整理を行いました。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの概要

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つから構成されます。「自立支援給付」は、すべての市町村で共通のサービスで、「地域生活支援事業」は、各市町村が、地域の実情に応じてサービス内容や実施する事業を決めて提供するサービスになります。

図3-1 障害者総合支援法に基づくサービスの体系



2. 障害福祉サービスの現状

(1) 利用状況

区 分		単 位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		達成率 H25 末時点	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績		
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護	実人数 (/月)	75	89	77	82	79	—	113%
			時間分 (/月)	1,518	1,344	1,771	1,336	1,817	—	81%
		重度訪問介護	実人数 (/月)	1	1	1	1	2	—	100%
			時間分 (/月)	138	8	138	12	276	—	7%
		重度障害者等包括支援	実人数 (/月)	1	0	1	0	1	—	0%
			時間分 (/月)	120	0	120	0	120	—	0%
		同行援護	実人数 (/月)	4	4	6	5	6	—	90%
			時間分 (/月)	60	28	90	36	90	—	43%
		行動援護	実人数 (/月)	6	17	8	27	8	—	314%
			時間分 (/月)	90	98	120	172	120	—	129%
	日中活動系	生活介護	実人数 (/月)	90	115	92	117	100	—	127%
			時間分 (/月)	1,935	2,234	1,978	2,173	2,150	—	113%
		自立訓練 (機能訓練)	実人数 (/月)	2	5	2	6	1	—	275%
			時間分 (/月)	43	33	43	41	22	—	86%
		自立訓練 (生活訓練)	実人数 (/月)	11	8	12	6	9	—	61%
			時間分 (/月)	237	101	258	26	194	—	26%
		就労移行支援	実人数 (/月)	6	35	8	51	10	—	614%
			時間分 (/月)	129	518	172	743	215	—	419%
		就労継続支援 (A型)	実人数 (/月)	22	35	24	51	28	—	187%
			時間分 (/月)	473	518	516	743	602	—	128%
就労継続支援 (B型)	実人数 (/月)	88	125	86	135	75	—	149%		
	時間分 (/月)	1,892	1,884	1,849	2,044	1,613	—	105%		
療養介護	実人数 (/月)	26	27	26	27	26	—	104%		
短期入所	実人数 (/月)	13	38	13	34	13	—	277%		
	時間分 (/月)	39	102	39	82	39	—	236%		
居住系	共同生活援助	人分 (/月)	25	45	25	49	26	—	188%	
	共同生活介護	人分 (/月)	20	28	23	34	24	—	144%	
	施設入所支援	人分 (/月)	79	78	75	78	69	—	101%	
相談系	計画相談支援	人分 (/月)	103	6	206	88	321	—	30%	
	地域移行支援	人分 (/月)	4	0	4	0	4	—	0%	
	地域定着支援	人分 (/月)	4	0	4	0	4	—	0%	

(2) 事業実績の分析と課題

① 訪問系サービス

居宅介護のサービス見込量と実績量をみると、平成24・25年度とも実人数は見込量を達成していますが、利用時間については見込みより少なくなっています。

その要因としては、必要な人に必要な量のサービスが行き届いてきたことや、加齢に伴い、介護保険への移行等による影響だと考えられます。

同行援護については、平成23年10月から視覚障害者に対する移動支援としてできた制度であり、実人数はほぼ見込どおりでしたが、利用時間は43%に留まりました。行動援護については、行動の際の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うものであり、実人数・利用時間ともに見込量を上回りました。

訪問系サービスについては、障害者の地域生活を支える基本事業であり、今後も地域移行への推進の観点からサービスの利用量が増加することが予測されるため、事業所の充実が必要となっています。

② 日中活動系サービス

就労移行支援については、実人数は見込を達成しましたが、利用日数については平成25年度は見込を達成できませんでした。就労移行支援については、一般企業への就労につなげる知識及び能力の向上のために必要な事業であり、市内に事業所を確保していくことが課題になります。

就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）については、本市内に支援事業所が開設されたことに伴い、実人数・利用日数ともに増加しました。

障害のある方の就労支援については、自立支援協議会の就労部会等を通じ、就労の場の情報提供や関係機関のネットワーク強化に努めました。

短期入所については、市内事業所の開設等の要因により増加しています。

③ 居住系サービス

居宅サービスについては、共同生活援助と共同生活介護の利用者数が見込を達成しました。その要因としては、ニーズの増加に伴い事業所が増加したことが考えられます。今後、介護が必要な障害者の共同生活援助への新規入居や入居後に介護が必要となるケースが見込まれます。

④ 相談系サービス

専門的な相談体制を確保するために、相談支援事業所の設立について、関係機関と協議を行いました。第3期障害福祉計画策定時に相談支援事業所は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターのみでしたが、平成24年に2事業所増加しました。また、法改正に伴い、すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画の策定が必要であり、今後も相談体制の構築が重要になってきます。

3. 地域生活支援事業の現状

(1) 利用状況

区 分			平成24年度		平成25年度		平成26年度		達成率 H25 末時点
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	1	3	1	3	1	—	300%
	地域自立支援協議会	か所数	1	1	1	1	1	—	100%
	相談支援事業 (相談件数)	件数 (月)	150	403	150	495	150	—	299%
支援事業 コミュニケーション	手話奉仕員・要約筆記 者派遣	実人数	15	27	15	22	15	—	163%
	手話通訳設置	設 置	有	有	有	有	有	—	—
	その他（点訳等）	実人数	15	24	15	12	15	—	80%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付数	6	3	6	7	6	—	83%
	自立生活支援用具	給付数	10	13	10	6	10	—	95%
	在宅療養等支援用具	給付数	8	5	8	8	8	—	81%
	情報・意思疎通支援用具	給付数	14	9	14	12	14	—	75%
	排せつ管理支援用具	給付数	700	878	720	954	740	—	129%
	住宅改修費	給付数	5	2	5	1	5	—	30%
移動支援事業	移動支援事業	事業者	13	14	14	17	15	—	115%
		実人数	56	82	58	98	60	—	158%
		延べ時間数	2550	1540	2600	2584	2650	—	80%
地域活動支援センター(Ⅱ型)		か所数	1	1	1	1	1	—	100%
地域活動支援センター(Ⅲ型)		か所数	2	2	2	2	2	—	100%
その他事業	福祉ホーム事業	実人数	5	4	5	4	5	—	80%
	訪問入浴サービス事業	実人数	1	1	1	2	1	—	150%
		延人数	48	64	48	124	48	—	195%
	更生訓練給付事業	実人数	2	0	2	0	2	—	0%
	日中一時支援事業	か所数	13	15	14	17	15	—	119%
		実人数	50	90	53	102	56	—	186%
		延日数	1650	1444	1700	1256	1750	—	81%
社会参加促進事業	実人数	3	4	3	4	3	—	133%	

(2) 事業実績の分析と課題

① 相談支援事業

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の部会として、平成25年度より権利擁護部会を設立し、司法書士・社会福祉士等の専門家と連携した相談支援体制の充実に努めました。今後も引き続き、障害者の支援体制整備を図るため、関係機関と連携し、地域の課題改善に取り組みます。

また、平成24年10月より施行された「障害者虐待防止法」に基づき、平成24年10月に市社会福祉課内に「虐待防止センター」を設置し、平成25年4月からは、鳥栖・三養基地区の1市3町合同で、総合相談支援センター「キャッチ」内に「虐待防止センター」を移設して、障害者の権利擁護に努めています。

② コミュニケーション支援事業

手話奉仕員・要約筆記者派遣については、平成24・25年度ともに見込みより実績が多い状況となっています。手話通訳や要約筆記については養成に時間がかかることから担い手が不足しています。平成26年度より広域においてコミュニケーション支援事業の担い手である手話奉仕者の人材育成のため、養成研修事業を行うことといたしました。

③ 日常生活用具給付事業

各々の用具に耐用年数が定められているため、年度によって、給付のばらつきがみられますが、推計給付件数に対し、実給付総件数は、126%の達成状況となっています。

また、市で作成した「障害者ハンドブック」をホームページに掲載するなど制度の周知に努めます。

④ 移動支援事業

実施か所数、実人数は、実績が見込量を上回りましたが、平成24年度の時間数は、実績が見込量を大きく下回りました。要因といたしましては、平成24年度に市内に放課後等デイサービス事業所が新設され、一時的に利用者が流れたためだと考えられます。平成25年度については、夏休み等の長期休暇時に事業所での受入れが進んだため、実績はほぼ見込通りとなりました。移動支援事業の周知については、今後もホームページ等で啓発に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

平成22年度に1事業所が「地域活動支援センター」から「障害福祉サービス事業所」に移行した以降は、3事業所のままで変動はありません。

今後も、事業の啓発に努めます。

⑥ その他事業

福祉ホーム事業については、平成23年度中に入所者が退所したこともあり、見込量の8割にとどまりました。

日中一時支援事業については、実人数が増えましたが、延日数は見込量の8割の実績にとどまりました。要因といたしましては、平成24年4月から始まった放課後等デイサービスに利用者が移行したことと、重心児については、事業所が少なく受け入れが困難であったことなどが考えられます。事業内容については、ホームページ等で啓発に努めます。

4. 障害者理解基礎調査から見えてきた課題

本調査は、市内在住の20歳以上の市民2,000人を住民基本台帳より無作為抽出し、調査を行いました。回収者数は、821人で回収率は41.1%になりました。

(1) アンケート調査における主な意見

- 障害をもった人達が暮らしやすいと感じる行政や設備が結局は健常者にも暮らしやすい場所だと思います。
- 障害のある人と関わる機会がないので、正直不安な点が多い。幼児教育時から、共に成長し、教育を受け、自然なうちに共に生きる環境が必要だと思う。
- いろんな公の事について関わっていきたいと思っていますが、どうやって関われば良いのか。また日頃の生活の忙しさに追われ、関わり方がわかりません。ボランティアなんかでも、ダイレクトメールやメール登録等で情報頂ける様なれば良いと思います。
- 就労支援施設を市内に増やしてほしいと思います。鳥栖市のイメージアップにもつながると思います。
- 障害者の方と実際に関わりがない限り”認識”という点では非常に低いとこのアンケートを通じて思った。このアンケートのように普段、関わりのない人達の認識を高める為にも目に付く情報、目に付きやすい情報をどんどん配信して欲しいと思った。
- 子ども達があこがれを感じる人からの声かけ（スポーツ選手）などを通じて障害を理解していくなどすることで子ども達も興味をもってくれるのでは…と思います。学校などでの講演会などもよいと思います。
- 精神障害者手帳の申請は病院（精神科）でもらったが、身体障害者手帳の申請（眼・膝）などは、だれも教えてくれなかった。最近、友人に聞いて市役所まで申請書をもらいに行った。もっと病院でも手続きの仕方などをくわしく教えてほしいです。
- このような形でアンケートが行われているとは知りませんでした。色んな声があると思いますが、私はとても良い事だと思います。見直しました鳥栖市!!
- 身近に障害者と呼ばれる人がいないので、あまり明確な意見が言えないが、いつ自分も障害者になるか解らないと思う。健常者と障害者が共に共存できる社会であってほしい。又、障害者にも是非、社会参加をしてほしいし、仕事にも頑張ってもらいたい。
- 自立する為にも、障害者が働く事ができる職場環境を整えることが重要だと思います。まだまだ少ないような気がします。
- 福祉サービスの充実。支援する立場の人の知識を高める。行政ももっと福祉に対し力を入れ、住民、障害のある方、その家族がよりよい暮らしが出来るようにして欲しい。サービス利用料、医療費の負担も大きいので、軽減して欲しい。

- 障害者施設を増やすことも必要だが、既存の施設等で手厚い支援をする為に障害に理解があるボランティアを充実させて欲しい。(学校からの実習ではなく、自主意欲がある方)
- 障害のある人もない人も共生できる街になれば良いなと思います。
- 障害者との共生をするならば、家族・家庭、周辺地域の方々、行政の方々がその人の為に、その人のことを理解し、受け入れていくことが必要だと思います。まずは、情報の共有をしっかりとしていくことが大切ではと思います。
- 障がい者が成人した場合、とにかく就労する機会を与えて欲しい。
- 発達障害児の小学生以上の子供達が、療育を受けることができる場所を増やして欲しい。未就学児の時に気づけば、療育を受けやすい環境があるようですが、小学生になって発達障害だと診断を受けると、療育を受けたくてもなかなか受け入れてもらうことができない。困っている子供たちは、学校でも不自由さを感じることが多く、支援員の方の増員など、学校での支援をもっと充実したものにしたい。
- ユニバーサルデザインの施設も少なく、就労の場が足りない
- 授産施設等での生産物や作品等、公共、自治体等で販売、展示、PR に促進を期待する。
- ボランティアの日常化（子供の頃より、ボランティアの時間を作り、身近に感じられる様にする。学校、社会、主婦、全員参加ボランティア日常化）
- 子供の頃から勉強会等で障害者への理解を深めるべきだと思います。身近に障害者がない方は、なかなか意識が向かないと思うので…。
- 鳥栖にはたくさんの企業もあり、プロスポーツチームもある。それらと協力し、福祉の理解促進やイメージアップにつなげる活動をすべきだと思う。また、どういった行動や言動が差別になるのか、など、研修や広報活動も積極的に行なったほうがよいと思う。障害者を理解するためのイベントや活動を NPO などと協力しあい行えると理想的だと思う。
- 障害者に目を向ける事は最も大事な事です。しかし、それを見守っている人々にも目を向けてください。誰もが障害者になる事があることを想定する事が大事です。関心度調査も大事な事ですが、小中学校での授業を行なう事も大事な事だと思います。是非、実践して下さい。
- 全国的にも鳥栖市も例外なく老人の人口が多くなると思います。色々な障害者に対しても、住民と行政がともに協力し合い、助け合い、障害者又、老人の介護、介助される人の不安、不満を取り除くことが大切なことと思います。

(2) 見えてきた課題

アンケート調査の結果より、共生社会へ向けた取り組みは市民も求めていることがうかがえます。障害者の支援施設不足解消、障害児が学ぶ学校や障害者の就労先を選択できるようにするために、受け皿の拡大と環境整備が求められています。福祉施設の場所においても、障害者の家族が「街なか」を希望していることから、整備する際には周囲の環境や交通の利便性など、ニーズに即した場所の選定が必要となってきます。

また、情報においては、年齢や地域により差が見られることがわかりました。これは、市報などの紙媒体や、ホームページをはじめとするデジタル媒体、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの人的ネットワークを複層的に活用し、必要な情報を丁寧に届ける取り組みの重要性を示唆しています。

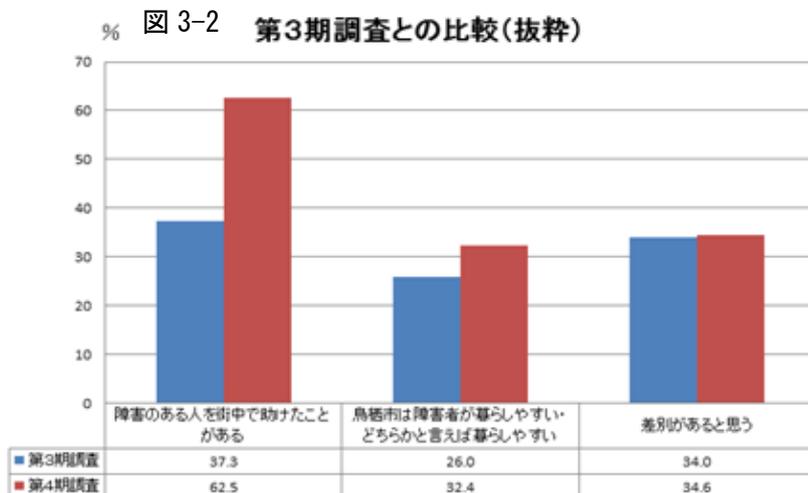
20代や30代といった若年層において差別があるという意識が高かった一方、70代以降では「ない」と答えた割合が他の年代より高い結果がでました。いずれの年代にも、正しい知識を広めていく理解促進と、障害者との身近な接点を増やす体験的取り組みの双方が必要だと考えます。

3年前の調査と比較し、障害者を助けたことがある人の割合が顕著に増加したことや鳥栖市は障害者が暮らしやすいまちだと回答した方が増加したことは、障害についての理解促進や共生社会へ向けた取り組みの成果と言えます。

その一方で、障害児が学ぶ学校や障害者の就労先、差別意識などについては変化が見られず、今後さらなる取り組みが必要となります。

以上のことから、障害のある人に対する市民の理解を促進する必要があると考え、2つの課題に取り組みます。

- ① 障害のある人が、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に対する理解を深める研修・啓発を行います。
- ② 地域住民と障害のある人が障害の有無にかかわらず交流できるような共生社会を目指します。



5. 事業所からの意見（事業所ヒアリング）

日時：9月1日（月）～9月22日（月）

事業所数：14事業所

(1) 訪問系サービス（居宅介護・行動援護）

- 在宅の方への金銭的な支援がもっと充実すれば、地域移行が可能になる方も増えるのでは。
- 居宅に関しては、ヘルパーの確保が大事。シルバー世代の活用なども考えられるのでは。養成講座を増やして、登録者を増やしていかないといけないと思う。
- 居宅介護の実績がなかなか上がらない。現在の職員数では限界がある。

(2) 日中活動系サービス（短期入所・生活介護・就労継続支援A型B型・就労移行支援）

- 大きいスーパー等にも納入したいが、利用者の作業効率が日によってバラつきがあるので、毎日一定量の納品が困難で契約までは至らない。
- 日々の仕事に精一杯で、企業開拓ができていない。
- 最大の目標は工賃アップ。外部の仕事を行わないと、工賃アップは難しい。
- A型事業所は収益確保が難しい。
- 就労に関しては問題ない人も、土日の遊び方がわからない人がいたりする。友達や余暇等の「支え」が必要。
- 日中のケアの在り方が多様化していくだろうが、どこまで対応できるか不安。
- 送迎の関係で利用者の使える日数を増やせない。（週1回の利用を週2，3日に増やすことが難しい。）
- 送迎も行っているが、定員に比べて利用者が少なく、送迎加算がつかない。
- 発達障害の方や、緊急時の短期入所の受け皿が必要。

(3) 居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援）

- 県から施設入所支援事業所を引き受けた大きな理由は、障害者の高齢化がある。障害者特有のものがあるので、高齢者になったからといってすぐに特別養護老人ホーム入所という話にはならない。
- 自閉症の方が多く利用しているため、地域とのかかわりが少ない。
- 高齢になると、介護対象となってしまうため、それほど介護が必要でない方は居場所がなくなる。
- グループホーム入所時のバックアップなどの体制強化が必要。
- グループホームについて、精神のグループホーム、重心専用のグループホーム、単身世帯用のグループホームがあれば良い。

(4) 地域生活支援事業（日中一時支援・外出介護支援・相談支援事業所）

- 障害児で、日中一時支援は待機が出ている。
- 計画相談の開始により事務処理が煩雑化している。
- 障害児は特に業務量が増えた。人員の増員が必要。
- 基本相談に力を入れるためには、基幹相談支援センターへの移行・指定相談支援事業所の設置等が必要。
- 制度が変わった時等、本人や家族にあまり情報が伝わっていないのでは。
- 障害者虐待については、24時間体制で基本相談に力を入れているので、他市に比べて件数が少ないのではと感じている。

(5) 民間企業

- 就労意欲に波があり、欠勤が続く場合がある。そういった場合に、家族と協力していかに安定した就労継続をさせるかが悩み。
- 雇用者の健康上の問題、家庭での問題、無断欠勤などの悩みがある。
- 採用する際に気に掛ける点として、障害の程度と種類、家庭環境、仕事内容などがある。
- 職種としては、工場、システム管理、品質管理、クリーニング仕上げ等を行っていた。
- 採用に至る流れとしては、ハローワークへの募集を行っている。

(6) その他

- 虐待の線引きが難しい。仕事を怠けていて注意してもそのように受け取られる場合もある。
- 高齢化に伴う親亡き後の問題がある。遺産相続後の財産管理が難しいため、成年後見制度の充実が必要。
- 障害児の場合、保健センター等で行っている検診時にどれだけ拾えるかが大事だと思う。
- 障害者が地域で生きていける為に数値目標のみにこだわらず「地域で生きやすくする」という基本を抑えて実行してほしい。
- グループホーム借用時などに、精神障害者に対する地域住民の理解が進んでいないと感じる。地域理解は障害者が地域で生きていく為に絶対必要な条件である。
- 地域の方の障害者に対する理解を深めることは、障害者が地域で生きていく為に絶対必要な条件である。

6. 課題の整理

第3期障害福祉計画の現状分析、本市が行った障害者理解基礎調査、事業所ヒアリングや国の障害者福祉施策の動向を踏まえ、本市の第4期計画にあたっての課題を整理しました。

課題1 相談支援体制の確保

- 障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談体制の構築が不可欠です。
- 障害者への支援の体制整備を図るため、今後も関係団体、関係機関等により構成される自立支援協議会の充実を図り、地域の課題の改善に取り組む必要があります。

課題2 地域で暮らす障害者の生活を支える福祉サービスの充実

- 生活介護や就労支援などの日中活動系サービスについては、利用者が大幅に増えており、今後も増加傾向が続くものと思われます。サービス内容の充実が必要であり、基準該当障害福祉サービスなども含めサービス量の確保に努める必要があります。
また、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスがバランスよく提供される環境の整備に努める必要もあります。
- 居住系サービスである共同生活介護(平成26年度より共同生活援助に一元化)、共同生活援助については、利用者が増加しています。施設等から地域生活に移行する人の受け皿として、今後ますます共同生活援助が重要になってきます。

課題3 意思疎通支援事業

- 平成25年度より市町村地域生活支援事業の必須事業に「意思疎通支援事業」が追加されました。今後ますます手話通訳者の養成が必要になりますが、養成に時間がかかることから担い手が不足する状況が続いています。

課題4 就労支援の充実

- 障害者の就労については、地域での自立した生活を実現する上で重要な課題であり、金銭的な収入だけが目的ではなく、働く喜びや社会の一員としての自覚につながるものでもあります。保健福祉事務所や公共職業安定所、また、特別支援学校や障害福祉サービス事業所など様々な関係機関と協力を図り、さらなる就労支援ネットワークの構築に努める必要があります。
- 障害者の特性や能力に応じた就労支援や企業の雇用ニーズのミスマッチの解消や、就労に至っていない障害者や難病患者、特別支援学校卒業後に就職が困難である方などの就労先の確保など、県が行っている事業を活用しながら、就労に努めます。
また、障害者同士の情報交換など、生活面も含めた総合的できめ細かな支援も重要となっています。

7. 課題に対する取り組み

(1) 相談支援体制の確保

- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（※1）の設置を行い、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。
- 障害者への支援の体制整備を図るため、指定相談事業所の確保や、自立支援協議会の体制を強化し、相談支援の充実を図ります。

※1 基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行なうことを目的とする。市町村又は当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

(2) 地域で暮らす障害者の生活を支える福祉サービスの充実

- 生活介護や就労支援などの日中活動系サービスについては、利用者が大幅に増えており、今後も増加傾向が続くものと思われるため、サービス内容の一層の充実が必要であり、基準該当障害福祉サービスなどの制度を活用し、多様なサービス提供体制の整備に努めます。
- 施設等から地域生活に移行する人の受け皿が十分ではないため、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

- 手話奉仕員の養成を行い、圏域内で担い手の育成に努めます。

(4) 就労支援の充実

- 地域自立支援協議会の就労支援部会の活用や就労に関するネットワークを構築し、障害者の就労を推進します。
- 県事業の障害者や難病患者、特別支援学校卒業後に就職が困難である方などの就労先を開拓する「レッツ・チャレンジ雇用事業」や特別支援学校の卒業生で企業への就職を希望する方の進路支援として、就労支援コーディネーターからの指導助言などを活用し、雇用ニーズのミスマッチの解消に努めます。

第4章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定

【国の基本指針】

平成29年度末までに、現在の入所施設の入所者の12%以上が地域生活に移行することを目指す。これにあわせて、平成29年度末時点の施設入所者数を4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労移行支援といった課題に対応するため、本計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市においては、平成25年度末の施設入所者数（71人）の12%の9人の地域移行を目標とするとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4.23%減の3人の削減を目標とします。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、入所者等の生活の質の向上を図る観点から、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うことや地域との交流の確保に努めます。

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	71人	平成25年度末の人数 (A)
目標年度入所者数	68人	平成29年度末時点の利用見込 (B)
目標値 (削減見込)	3人	$(A) - (B) = (C)$
	4.23%	$(C) / (A)$
目標値 (地域生活移行者数)	9人	施設入所からグループホーム等への移行者数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針】

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3ヵ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後3ヵ月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91パーセント以上とすることを基本とする。

成果目標については、県が設定した目標値に基づき、市は各年度ごとの活動指標について障害福祉サービスの必要量を見込みます。

(3) 障害者の地域生活の支援

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組を基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などを考慮し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

平成29年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の2倍以上とすることを旨とする。これにあわせて、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

一般就労への移行実績（平成24年度実績）の2倍以上を目安として、平成29年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。本市では、平成24年度実績（2人）の2倍となる4人の一般就労移行を目指します。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（もしもしネット）などの関係機関との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現を目指します。

また、障害者の一般就労への移行を促進するため、市においては障害者等の理解促進事業の実施や物品や役務の優先的な調達に努めます。

【福祉施設から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	2人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	4人 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、平成29年度末における福祉施設の利用者のうち、6割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としています。本市においては、市内及び近隣市町にある就労継続支援事業所の数に比較すると、就労移行支援事業所が少なく、受け入れ可能な利用人数が少ない実情を踏まえて目標値を設定します。

これらの目標値を達成するため、地域自立支援協議会の就労支援部会を活用し、市と県、ハローワークや特別支援学校との連携体制を強化していきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆる障害者優先調達推進法）において、市は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、障害者就労施設等の受注機会の確保に努めます。

【就労移行支援事業の利用者数】

項目	数値	考え方
平成29年度末の福祉施設利用者数	370人	平成29年度末において福祉施設を利用する人数 (平成25年度末 329人)
目標値（目標年度末の就労移行支援事業の利用者数）	23人 6.42%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数（平成25年度末 14人）

2. その他の事項

子ども・子育て支援法で障害児支援について、言及されていることを踏まえ、障害児支援の体制整備についても盛り込みます。

また、計画相談の充実や障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待防止についても盛り込みます。

(1) 障害児支援の体制の整備

障害児については、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることや児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点などから、教育関係機関等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、本市は、障害児を支援する体制を確保するために、障害児通所支援の整備についても第4期鳥栖市障害福祉計画の中に定め、計画に沿った取り組みを進めます。

(2) 計画相談の充実

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、平成27年度以降も利用者数が増加することを想定し、体制整備に努める必要があります。個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態等を勘案し、一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるような体制整備に加えて、人材の育成支援などに努めます。

また、障害者支援施設等から地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられるため、地域移行支援に係るサービスの提供体制も確保を図る必要があります。地域で生活している障害者等が住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制も整備に努めることが重要になります。

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の各部会を通じ、専門機関との連携や、事例検討、専門分野別の地域の実情に応じた研修の取り組みに努めます。

(3) 障害者虐待防止

障害者虐待防止につきましては、鳥栖・三養基地域虐待防止センターを中心とし、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再犯防止に取り組みます。権利擁護の取り組みとして、障害者への成年後見人制度の利用の促進にも努めます。

第5章 今後のサービス見込量と実施方策

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■ サービスの内容

訪問系サービスとは、地域で生活する障害者が生活するために必要な支援について、ヘルパー等が障害者の自宅を訪問して身体介護や家事援助等を行うことをいいます。

	具体的なサービス	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的な介護を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。
	同行援護	視覚障害がある方が外出時における必要な視覚的情報の支援や移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実人数 (／月)	75	77	79
	時間分 (／月)	1,161	1,192	1,223
重度訪問介護	実人数 (／月)	3	3	4
	時間分 (／月)	109	109	145
重度障害者等包括支援	実人数 (／月)	1	1	1
	時間分 (／月)	120	120	120
同行援護	実人数 (／月)	10	11	12
	時間分 (／月)	55	60	65
行動援護	実人数 (／月)	36	41	47
	時間分 (／月)	178	204	234

■ 見込量を確保するための方策

- 福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活を進めていく上で、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の需要が増えることが予想されます。訪問系サービスは、地域生活を支える基本事業であるため、今後も必要とされるサービス量を確保するために事業所の充実に努めます。
- 地域の福祉施設等との連携と協力により、障害のある人の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。

- 地域生活が円滑に送れるように、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

日中活動系サービスとは、障害者に、通所等により日中活動に必要な介護や訓練などの支援を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人へ、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。（A型：雇成型）（B型：非雇成型）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	実人数（/月）	112	114	116
	人日分（/月）	2,195	2,234	2,273
自立訓練（機能訓練）	実人数（/月）	4	4	4
	人日分（/月）	32	32	32
自立訓練（生活訓練）	実人数（/月）	6	6	6
	人日分（/月）	78	78	78
就労移行支援	実人数（/月）	17	20	23
	人日分（/月）	198	242	295
就労継続支援（A型）	実人数（/月）	59	64	69
	人日分（/月）	1,135	1,224	1,320
就労継続支援（B型）	実人数（/月）	143	147	152
	人日分（/月）	2,290	2,356	2,425
療養介護	実人数（/月）	27	27	27
短期入所	実人数（/月）	28	28	28
	人日分（/月）	66	66	66

■ 見込量を確保するための方策

- 日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供を促進していきます。
- サービス内容の一層の充実が必要であり、基準該当障害福祉サービスなどの制度を活用し、多様なサービス提供体制の整備に努めます。
- 就労の意欲があっても様々な要因により、就労に至っていない障害者や難病患者、特別支援学校卒業後に就職が困難である方などの就労先を開拓する「レッツ・チャレンジ雇用事業」（県事業）などの事業と連携し、就労支援に努めます。
- 短期入所については、重度障害者向けの設備を整備し医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れた場合の運営経費の助成を行うことにより、重度の方や医療ケアが必要な方を受け入れる事業所の確保に努めます。
- 本市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、就労継続支援（A・B型）などの障害者就労施設等が提供する物品及び役務を優先的に調達することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

居住系サービスについては、施設や共同生活を行う住居等において夜間における生活の援助や介護を提供するサービスをいいます。平成26年4月より従来の共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

具体的なサービス		サービスの内容
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	地域社会の中にある住宅において、日常生活上の援助等を行うとともに、食事等の介護や援助を利用者のニーズに応じて提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護のサービス等を提供します。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人分（／月）	88	93	98
施設入所支援	人分（／月）	69	69	68

■ 見込量を確保するための方策

- 共同生活援助（グループホーム）は、居宅介護、短期入所と並んで、障害者の地域生活を支えるサービスであり、障害者の高齢化が進むなか、親亡き後の支援としても重要な支援となります。利用促進のために入居者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
- アパートや空き家の有効利用を促進し、共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。また、公営住宅の優先入居等の他の制度の周知に努めます。

(4) 相談系サービス（サービス利用計画作成）

■ サービスの内容

障害者が障害福祉サービスを利用する時に、どのようなサービスが利用できるのか情報を収集するのは大変です。そのため、障害者や保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
相談系サービス	計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	地域定着支援	単身等の居宅で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談等を行います。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実人数	453	463	473
地域移行支援	実人数	4	4	4
地域定着支援	実人数	4	4	4

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細やかで継続的なサービスが必要です。今後も新規相談支援事業所の確保に努めます。
- 平成26年度より地域自立支援協議会の中に相談支援部会を設置し、計画相談事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談支援専門員の養成や相談体制の構築に努めます。

2. 障害児福祉サービス

(1) 障害児通所支援

■ サービスの内容

平成24年度以前は、障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」と児童福祉法に基づく施設サービスがあり、障害の種別によって施設が分かれていました。平成24年度の法改正により、すべての施設サービスを児童福祉法に基づき行うことになりました。第4期障害福祉計画においては障害児支援についても言及することとしました。

図5-1 障害児福祉サービス体系

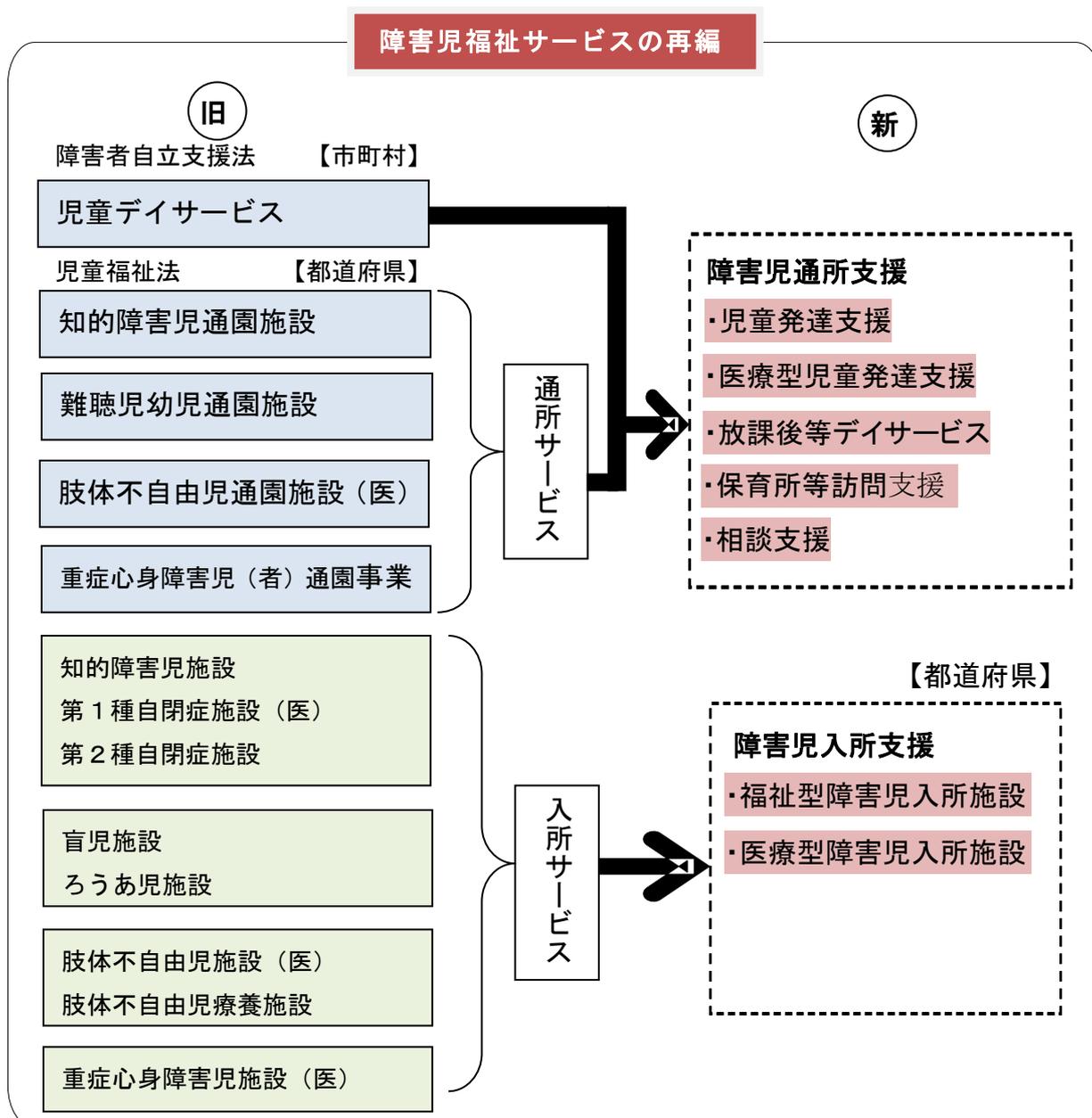
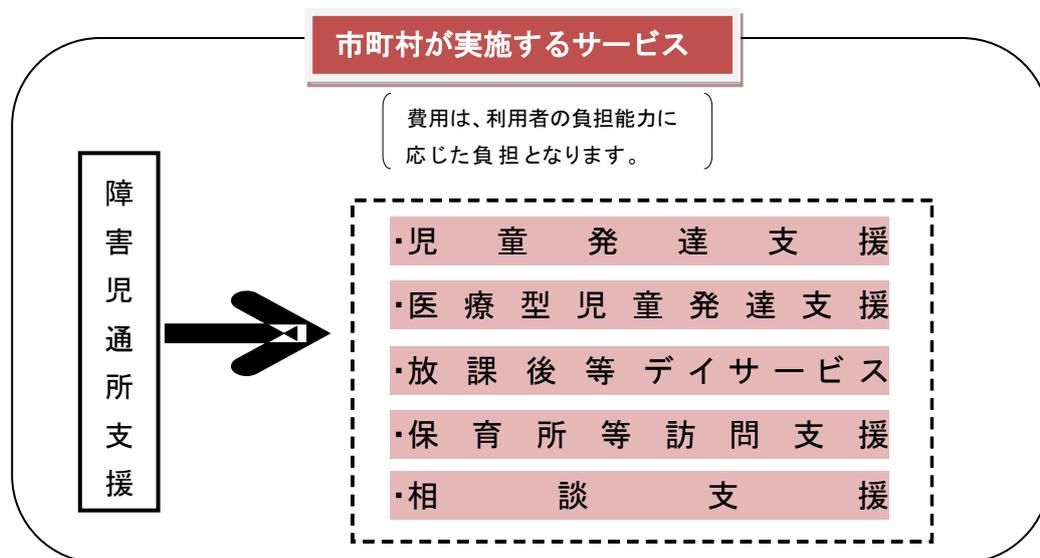


図5-2 障害児通所支援の体系



具体的なサービス		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を提供します。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	相談支援	障害児が利用するサービスの内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実人数（/月）	135	139	144
	人日分（/月）	582	600	619
医療型児童発達支援	実人数（/月）	1	1	1
	人日分（/月）	6	6	6
放課後等デイサービス	実人数（/月）	126	132	139
	人日分（/月）	584	613	643

第5章 今後のサービス見込量と実施方策

保育所等訪問支援	実人数（／月）	1	1	1
	人日分（／月）	1	1	1
相談支援	実人数	261	271	283

■ 見込量を確保するための方策

- 平成26年度より鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に相談支援部会を設置し、計画相談事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談支援専門員の養成や新規相談事業所を確保し、相談体制の構築に努めます。
- 身近な地域の障害児支援の拠点である児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化に努めます。
- サービス内容の一層の充実が必要であり、基準該当障害福祉サービスなどの制度を活用し、多様なサービス提供体制の整備に努めます。

3. 地域生活支援事業

■ サービスの内容

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された市町村が実施主体となる事業で、地域の特性やニーズに合わせ事業を行い、障害のある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となっています。

地域生活支援事業	①理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援等を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
	⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行います。また、点訳、音訳その他障害のある方にわかりやすい方法により、障害のある方が地域生活をする上で必要な情報などを支援します。
	⑥日常生活用具給付事業	障害のある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
	⑦手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
	⑧移動支援事業	移動が困難な障害のある方に対し、地域における自立した生活などへの支援、社会参加等への外出支援を行います。
	⑨地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動又は生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、地域生活において自立した生活を営む事ができるよう支援します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業				
教室等開催	回数	4	4	4
	実人数	200	200	200
イベント開催	回数	1	1	1
	実人数	300	300	300

■ 見込量を確保するための方策

- 障害特性を分かりやすく解説するとともに、小中学校や市民・企業などを対象に障害者等の理解を深めるための教室等を開催します。
- 当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害者等と実際にふれあうイベントや有識者による講演会等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めるイベントを行います。

(2) 自発的活動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業				
ピアサポート	回数	6	6	6
	実人数	60	60	60

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1
地域自立支援協議会	設置か所数	1	1	1
利用件数	利用件数 (/月)	500	500	500
成年後見制度利用支援事業	(実施の有無)	有	有	有

第5章 今後のサービス見込量と実施方策

障害者相談支援事業	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)
	実施方法	委託：特定非営利活動法人 総合相談支援センター「キャッチ」
地域自立支援協議会	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)
	実施方法	鳥栖・三養基地域自立支援協議会（鳥栖保健福祉事務所を中心に関係機関で構成）

■ 見込量を確保するための方策

- 障害のある人やその家族を対象とする相談支援事業を実施し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、専門的な指導・助言等を通じて、地域における生活を総合的にサポートします。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した権利擁護部会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 鳥栖・三養基地区虐待防止センターを活用し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	1	1	1

■ 見込量を確保するための方策

- 身寄りのない知的障害者及び精神障害者が自らが希望する自立した日常生活が営めるように支援する制度であり、ホームページ等を利用し広報活動を行い広く周知を行います。

(5) 意思疎通支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	実人数	22	22	22

※年間の合計値

意思疎通支援事業	手話奉仕員・要約 筆記者派遣	実施方法	委託：手話サークル、 要約筆記サーク
----------	-------------------	------	-----------------------

■ 見込量を確保するための方策

- 平成26年4月に日常生活でのコミュニケーションにハンディキャップを抱えている聴覚障害者の社会参加を支援するために開設された「佐賀県聴覚障害者サポートセンター」と連携し、聴覚障害者のより一層の社会参加や生活の向上等に努めます。
- 聴覚及び音声・言語機能障害のある人の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者、要約筆記者・派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、広報活動を行い広く周知します。

(6) 日常生活用具給付等事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数	8	8	9
自立生活支援用具	給付件数	6	7	8
在宅療養等支援用具	給付件数	9	9	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	13	14	15
排せつ管理支援用具	給付件数	1,050	1,100	1,150
住宅改修費	給付件数	1	1	1

※年間の合計値

■ 見込量を確保するための方策

- 障害のある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害のある人の支援に努めます。

■ サービスの内容

区 分	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害のある人の身体介護を支援する用具並びに障害のある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害のある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストマ装具、その他の障害のある人の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(7) 手話奉仕員養成講座事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成講座	回数	47	47	47
	実人数	10	10	10

■ 見込量を確保するための方策

- 地域における手話通訳者を養成し、人材の確保に努めます。

(8) 移動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実施 か所数	17	18	19
	実人数	98	100	102
	延時間数	2,600	2,650	2,700

※年間の合計値

移動支援事業	実施方法	委託：指定障害福祉サービス事業所
--------	------	------------------

■ 見込量を確保するための方策

- 障害のある人の社会参加や余暇活動を促すため、移動支援事業の周知に努めるとともに、多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施を検討します。
- 福祉サービス事業者へ、専門の人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

(9) 地域活動支援センター事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業		実施 か所数	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業					
	地域活動支援センターⅡ型	実施 か所数	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型	実施 か所数	2	2	2

※年間の合計値

地域活動支援センター事業	実施方法	[Ⅱ型]鳥栖市身体障害者福祉センター (指定管理者：鳥栖市社会福祉協議会)
		[Ⅲ型]身体障害者鳥栖作業所（NPO法人） 安楽寺作業所（社会福祉法人）

■ 見込量を確保するための方策

- 専門職員を配置し、福祉、保健、医療、教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。
- 地域活動支援センターに通うことができる障害のある人の把握に努め、障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。
- 障害のある人にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であるため、専門的な相談体制の確保に努めます。

(10) その他事業

地域生活支援事業（任意事業）	①福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常生活に関する相談、助言を行い、福祉ホームを運営する費用に対し補助を行う
	②訪問入浴サービス事業	地域において身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることで、福祉の増進を図る
	③巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする
	④日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する
	⑤社会参加促進事業	（自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業） 障害のある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する

第5章 今後のサービス見込量と実施方策

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
その他事業				
福祉ホーム事業	実人数	4	4	4
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3
	延日数	189	189	189
巡回支援専門員整備事業	実施か所数	20	20	20
	延べ回数	138	138	138
日中一時支援事業	実施か所数	18	19	20
	実人数	100	110	120
	延日数	1,700	1,750	1,800
社会参加促進事業	実人数	3	3	3

■ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、移送に耐えられない等の事情により、通所が困難な方に対し訪問による入浴サービスであり、障害者の在宅支援に努めます。
- 巡回支援専門員整備事業を行い、専門員が幼稚園や保育園等の施設を巡回し、保育士や対象児童の保護者へ助言を行うことにより、障害児の早期の療育につながる支援を行います。
- 日中一時支援は、障害者等の日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族に一時的な休息を与える事業であり、福祉サービス事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 事業内容をホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害者やその家族の支援に努めます。

4. 地域自立支援協議会

(1) 設置目的

市町村は、「障害のある方が普通に暮らせる地域づくり」を目標に、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場を設置しています。

本市においては、鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町と合同で協議会を設置し、総合会議（全体会・定例会）や専門部会を通じ、困難事例などの課題への対応や地域の課題解決に向けたネットワークの構築などを行っています。

(2) 事務局

鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町（総合相談支援センターキャッチに事務運営を委託）

(3) 構成メンバー

圏域内の行政・教育・医療・福祉等94団体で構成

(4) 専門部会

- ① 権利擁護部会…………… 虐待に至る前に相談・発見できる体制づくり
- ② 児童部会…………… 療育システム協議会（事業所の取組や事例検討等）
- ③ 生活支援協議会…………… 児童を取り巻く課題解決に向け協議
- ④ 精神障害者部会…………… 精神障害者支援、事例検討等
- ⑤ 相談支援部会（H26 新設）…相談支援体制の充実を図る。
- ⑥ 就労支援部会…………… 就労支援ネットワーク強化等

図5-3 自立支援協議会の主な目的・機能

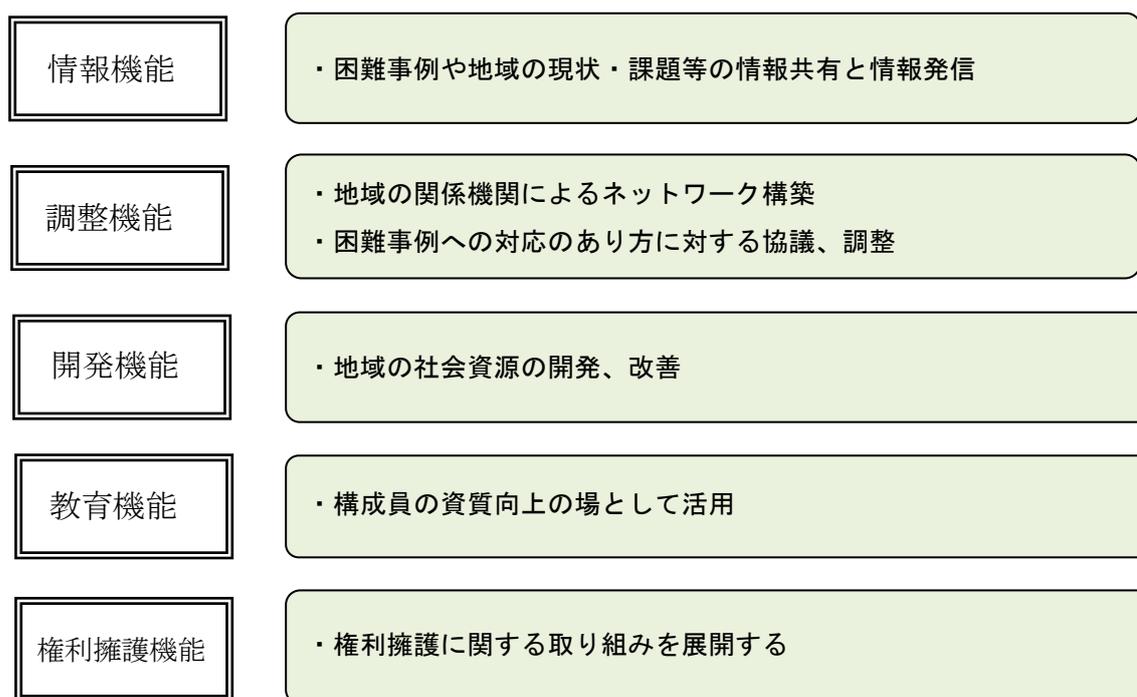
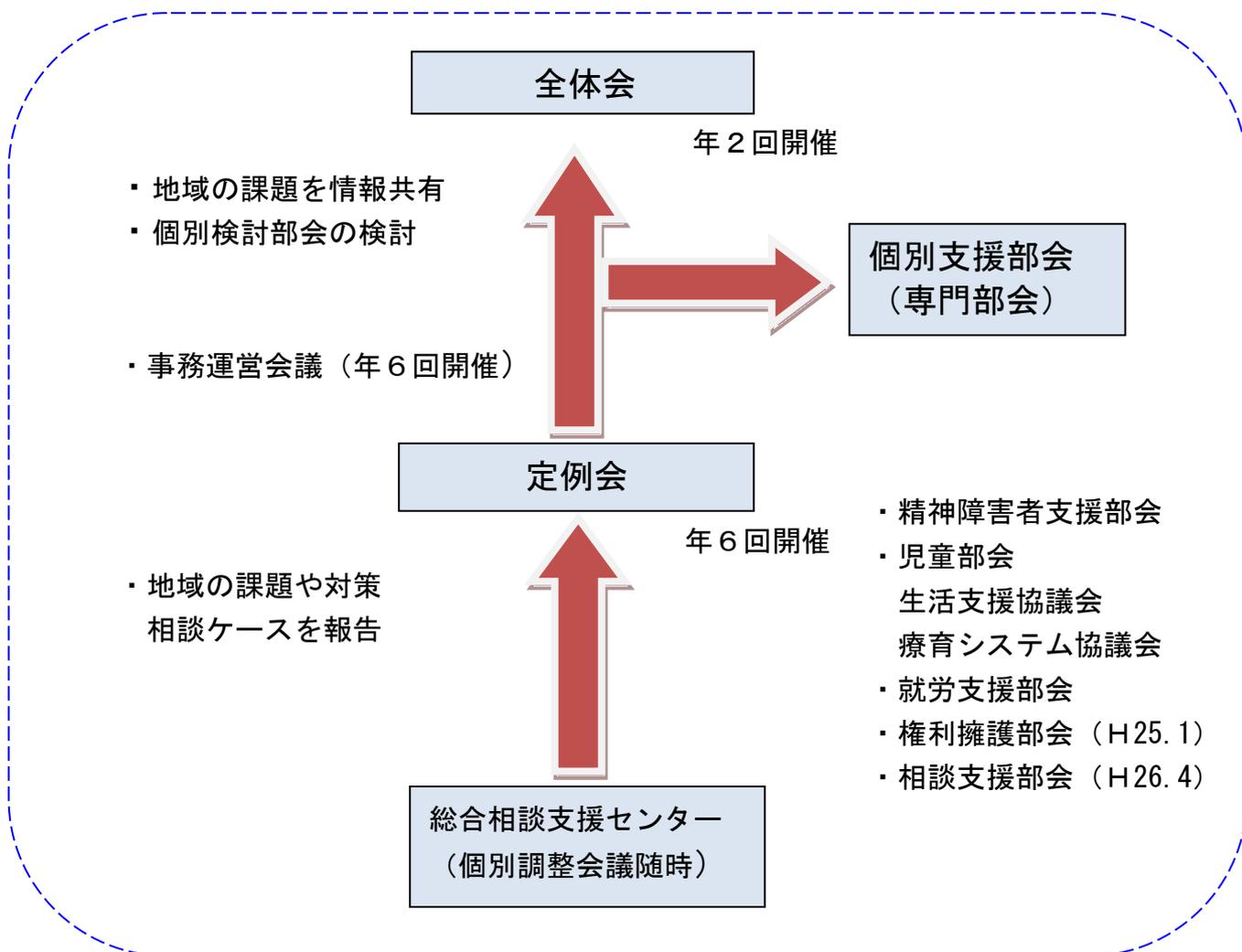


図5-4 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の動き



※ 地域自立支援協議会…総合相談窓口寄せられた相談を地域で解決していくために行われる地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

5. 計画の推進・点検・評価

障害福祉計画を地域の実情に応じた実効性のある計画として推進するには、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所、教育機関、医療機関等の様々な関係機関との連携が必要になってきます。地域の課題を解決していくためには、今後ますます鳥栖・三養基地域自立支援協議会が果たす役割が重要になってきます。

また、第4期障害福祉計画から盛り込んでいる障害児支援の体制整備については、障害児の早期発見・支援を進めるために、子育て支援担当部局や児童発達支援センターなどの関係機関との連携体制を強化していくことが必要になってきます。

このように、本計画の推進にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、施策・事業の成果を点検・評価して、必要に応じてその充実や見直しを行っていきます。

本計画に掲げている各種事業・施策の点検・評価にあたっては、庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に分析、把握し評価するとともに、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

資料

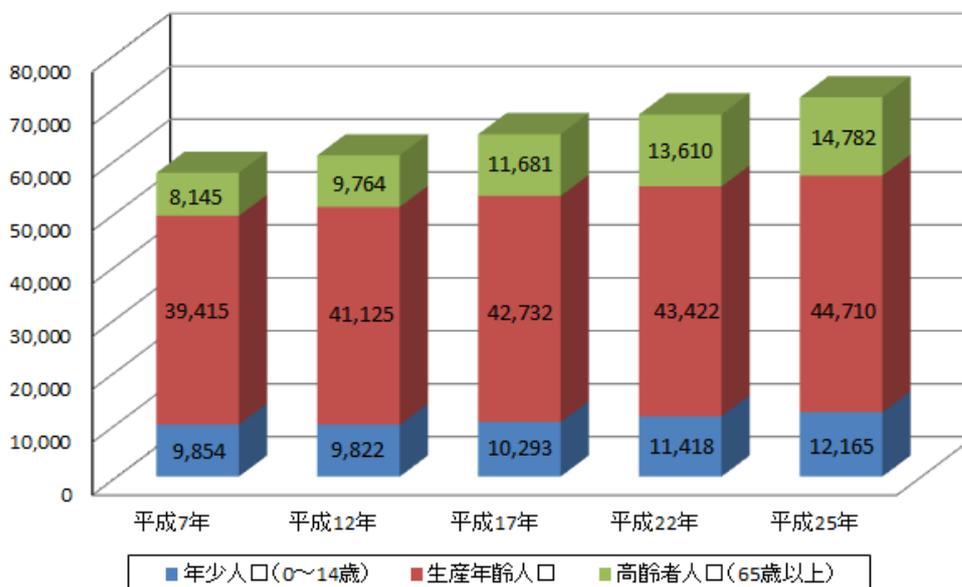
1 障害のある人を取り巻く状況

本市の平成25年度末の総人口は71,657人となっています。年齢構成比で見ると、0歳～14歳までの年少人口比は、平成7年で17.2%あったものが平成17年には15.9%まで減少していますが、平成22年度の国勢調査では、16.5%、平成25年には、17.0%と増加に転じています。高齢者人口比は平成7年で14.2%であったものが平成25年には20.6%まで増加し、高齢化が進行しています。生産年齢人口比は平成7年以降減少に転じ、平成25年で62.4%とやや減少しています。

【第4期鳥栖市障害福祉計画 P36】

人口の推移

単位：人



※総人口は年齢不詳分を含むため、年齢3区分別の合計値と一致しない (単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
総人口	57,414	60,726	64,723	69,074	71,657
	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口(0～14歳)	9,854	9,822	10,293	11,418	12,165
	17.2%	16.2%	15.9%	16.5%	17.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	39,415	41,125	42,732	43,422	44,710
	68.6%	67.7%	66.0%	62.9%	62.4%
高齢者人口(65歳以上)	8,145	9,764	11,681	13,610	14,782
	14.2%	16.1%	18.0%	19.7%	20.6%
前期高齢者 (65歳～74歳)	4,873	5,823	6,311	6,877	7,659
	8.5%	9.6%	9.7%	10.0%	10.7%
後期高齢者 (75歳以上)	3,272	3,941	5,370	6,733	7,123
	5.7%	6.5%	8.3%	9.7%	9.9%
年齢不詳	0	15	17	624	0

(資料：国勢調査平成7年～22年)、住民基本台帳(平成25年3月末)

資料

2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成21年度の2,539人から平成25年度の2,799人と4年間で260人増加しています。

年代別にみると、平成21年度と比較し「18歳未満」は13人増、「18歳～64歳」は、12人減となっています。「65歳以上」の所持者につきましては、259人の増となり、全体の68.4%を占めています。(平成21年度では65.2%)。

障害程度別にみると、「1級」から「6級」までの全等級で増加しており、手帳所持者全体に占める『重度(「1級」、「2級」)』の割合は46.5%になります。(平成21年度では47.1%)。

障害種別にみると、平成25年度では「肢体不自由」が1,605人、「内部障害」が788人と比較的多く、あわせて全体の85.5%を占めています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計		2,539	2,622	2,723	2,705	2,799
年 代 別	18歳未満	52	64	61	64	65
	18歳～64歳	831	894	900	858	819
	65歳以上	1,656	1,664	1,762	1,783	1915
障 害 程 度 別	1級	775	797	819	831	876
	2級	422	421	429	417	424
	3級	380	386	410	385	409
	4級	536	571	619	629	642
	5級	256	271	264	267	268
	6級	170	176	182	176	180
障 害 種 別	視覚障害	140	157	160	153	158
	聴覚・平衡機能障害	185	202	216	218	224
	音声・言語・そ しゃく機能障 害	37	26	26	23	24
	肢体不自由	1,495	1,533	1,568	1,552	1,605
	内部障害	682	704	753	759	788

資料：社会福祉課（各年度末現在）

資料

(2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成21年度の378人から平成25年度の474人と増加傾向がみられます。

障害程度別にみると、年々『中軽度（B）』の割合が増加しています。

＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計		378	376	443	494	474
年代別	18歳未満	76	80	103	127	130
	18歳以上	302	296	340	367	344
障害程度別	重度(A)	160	163	194	208	187
	中軽度(B)	218	213	249	286	287

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成21年度の244人から平成25年度の358人と114人増加しています（46.7%増）。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合 計		244	278	293	354	358
障害程度別	1級	29	30	28	27	26
	2級	161	181	185	219	226
	3級	54	67	80	108	106

資料：社会福祉課（各年度末現在）

通院医療費公費負担対象者数の推移をみると、平成21年度の707人から平成25年度には901人に増加しています。（27.4%増）

＜通院医療費公費負担対象者数の推移＞

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通院医療費公費負担対象者数	707	753	818	884	901

資料：社会福祉課（各年度末現在）

3. 障害程度区分の認定状況

障害程度区分の認定状況を見ると、本市においては「障害程度区分6」が85人で最も多く、全体に占める割合も32.4%と高くなっています。

障害種別にみると、本市においては「知的障害者」が133人と最も多く、全体の50.8%を占めています。次に「身体障害者」が100人と38.2%を占めています。

<障害程度区分認定状況>

(区分別)

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	8	15	12	11	18	36	100
知的障害者	5	18	25	18	18	49	133
精神障害者	6	17	5	1	0	0	29
合計	19	50	42	30	36	85	262

平成26年3月31日現在

資料

4. 就業状況

平成25年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正に伴い、法定雇用率が引き上げになり、従業員が50人以上の事業所は障害のある人を2.0%以上、国・地方公共団体では2.3%以上、都道府県等の教育委員会では2.2%以上の雇用が義務づけられました。

障害者雇用を進めていく理由としては、「共生社会」実現の理念があります。障害者が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、雇用による自立や社会参加が重要です。

本市が含まれるハローワーク鳥栖管内において、民間企業での雇用者数は、平成25年度に360人となり、平成21年度と比較して約120名増加しています。

しかしながら、法律で決められた人数を雇用している企業の達成率は、平成25年度は59.7%と前年と比較して4.6%減少しています。

<障害者雇用状況：各年度6月1日現在>

単位：人、か所

区分	調査対象企業数	雇用達成企業数	達成率	法定雇用率の対象となる労働者数	常用雇用障害者数	法定雇用障害者数に不足する障害者数	雇用率
21年度	56	41	73.2%	11,383	240.5	21	2.11%
22年度	61	38	62.3%	11,965	269.5	32	2.25%
23年度	69	42	60.9%	13,635	287	38	2.10%
24年度	70	45	64.3%	14,165	303.5	35	2.14%
25年度	77	46	59.7%	16,613	360	53	2.17%

<障害者の職業紹介状況>

単位：人、件

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
新規求職者数	152	188	231	247	247	
紹介件数	354	327	370	462	451	
就職件数	61	92	96	121	148	
年度末現在登録者数	756	807	914	1,008	1,046	
内訳	有効求職者数	216	186	279	307	293
	就業中のもの	411	473	486	564	632
	保留中のもの	129	148	149	137	121

5. 障害者とその生活に対する関心度調査

鳥栖市障害者理解基礎調査（障害者とその生活に対する関心度調査）

(1) 調査の目的

本調査は、地域の中での障害理解に焦点を当て、「障害者とその生活」に対する関心度を知ることにより、鳥栖市における障害理解の状況を把握し、啓発をはじめとする障害福祉施策の基礎資料とすることを目的としています。

なお、この調査結果は、第4期鳥栖市障害福祉計画に基づき実施する障害福祉施策において、市民の皆様のご意見を反映するために活用いたします。

(2) 調査の方法

- ① 調査地域…鳥栖市内全域
- ② 調査対象…鳥栖市内在住の20歳以上の市民2,000人
- ③ 抽出方法…住民基本台帳より無作為抽出
- ④ 調査方法…郵送による配布、回収
- ⑤ 調査期間…平成26年8月29日（金）～9月30日（火）
- ⑥ 実施主体…委託による（特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみか）

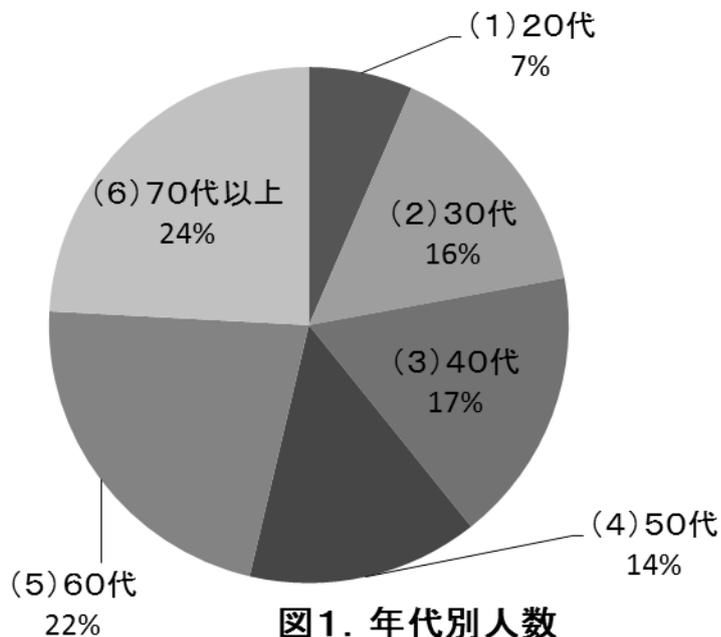
(3) 回収状況

- ① 調査票送付数 2,000人
- ② 回収数 821人
- ③ 回収率 41.1%

資料

Q1. あなたの年齢のうち当てはまるものはどれですか。(当てはまる1つに○)

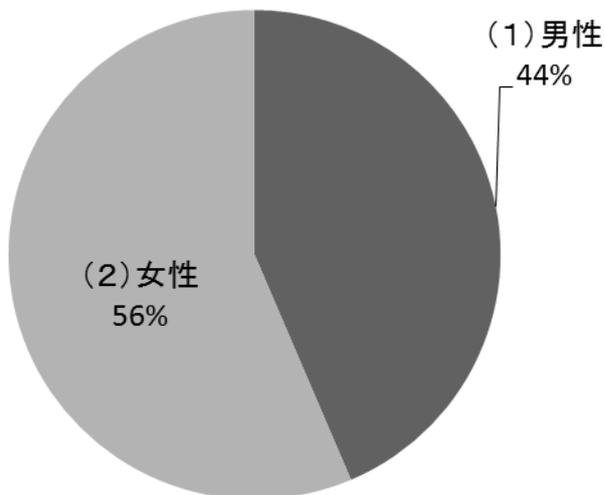
- (1) 20代 (2) 30代 (3) 40代 (4) 50代 (5) 60代 (6) 70代以上



	人数	%
(1) 20代	53	7%
(2) 30代	128	16%
(3) 40代	141	17%
(4) 50代	118	14%
(5) 60代	182	22%
(6) 70代以上	198	24%
合計	820	100%

Q2. あなたの性別のうち当てはまるものはどれですか。(当てはまる1つに○)

- (1) 男性 (2) 女性



	人数	%
(1) 男性	357	44%
(2) 女性	462	56%
合計	819	100%

資料

Q3. あなたのお住まいの地区はどちらですか。(当てはまる1つに○)

- (1) 鳥栖 (2) 鳥栖北 (3) 田代 (4) 弥生が丘 (5) 若葉
 (6) 基里 (7) 麓 (8) 旭 (9) 分からない

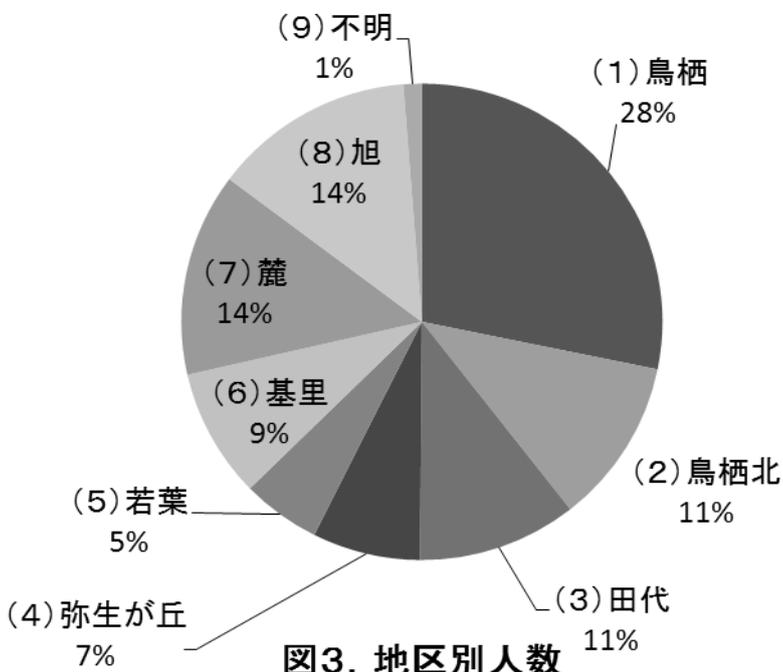


図3. 地区別人数

	人数	%
(1) 鳥栖	229	28%
(2) 鳥栖北	91	11%
(3) 田代	87	11%
(4) 弥生が丘	59	7%
(5) 若葉	43	5%
(6) 基里	71	9%
(7) 麓	112	14%
(8) 旭	110	14%
(9) 不明	10	1%
合計	812	100%

Q4. あなたは、障害のある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す「共生社会」という言葉を知っていますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 知っている (2) 言葉だけは知っている (3) 知らない

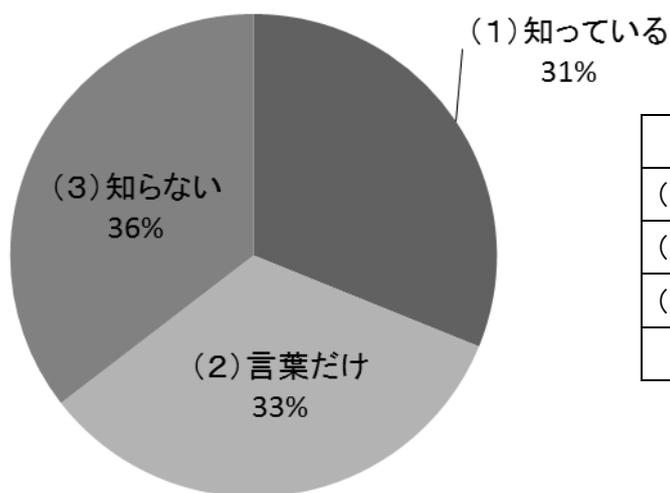


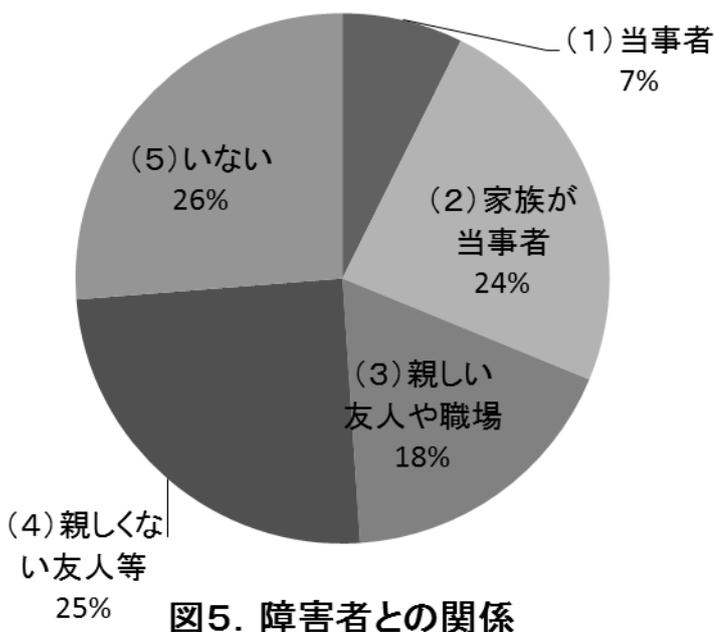
図4. 「共生社会」

	人数	割合
(1) 知っている	253	31%
(2) 言葉だけ	271	33%
(3) 知らない	288	36%
合計	812	100%

資料

Q5. あなたは、障害のある人と関わったことがありますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 自分自身が障害当事者
- (2) (自分は障害当事者ではないが) 家族に障害のある人がいる(いた)
- (3) (自分や家族にはいないが) 親しい友人や職場の同僚等に障害のある人がいる(いた)
- (4) 特に親しいわけではないが、友人や職場の同僚、近所等に障害のある人がいる(いた)
- (5) 特に障害のある知り合いはいない

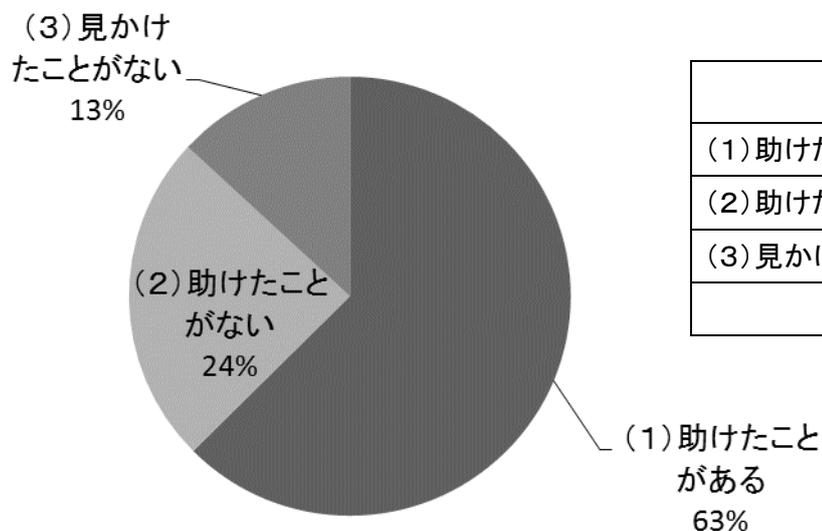


	人数	割合
(1) 当事者	59	7%
(2) 家族が当事者	193	24%
(3) 親しい友人や職場	143	18%
(4) 親しくない友人等	200	25%
(5) いない	212	26%
合計	807	100%

図5. 障害者との関係

Q6. あなたは、障害のある人の手助けをしたことがありますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 助けたことがある
- (2) 助けたことがない→SQ6.へ
- (3) 見かけたことがない



	人数	%
(1) 助けたことがある	501	63%
(2) 助けたことがない	195	24%
(3) 見かけたことがない	105	13%
合計	801	100%

図6. 手助けの有無

資料

SQ6. 【Q6. で(2)とお答えの方】 あなたがその時に助けなかった理由は何ですか。(当てはまる全てに○)

- (1) 自分が忙しかったから
- (2) 声をかける勇気がなかったから
- (3) どのように助ければいいのか分からなかったから
- (4) 障害のある人から「助けてほしい」と声をかけられなかったから
- (5) 家族や介助者など同伴者がいたから
- (6) その他

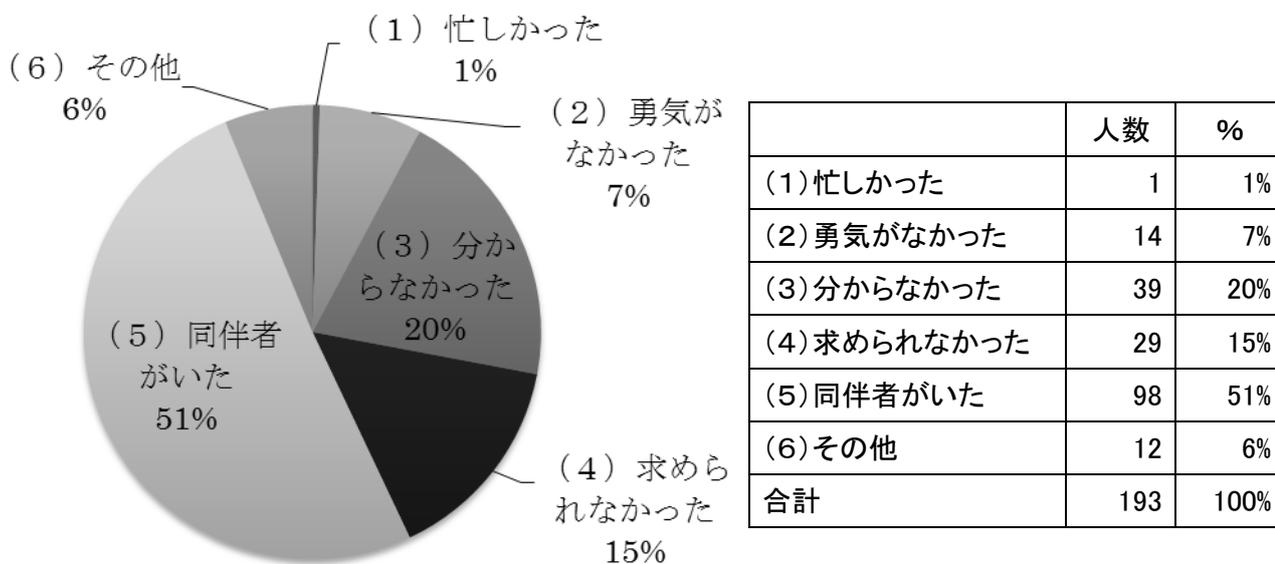


図6-1. 理由

Q7. あなたは、障害のある人を支援する施設を知っていますか。(当てはまる1つに○)

- (1) よく知っている (種類や場所など) →SQ7.へ
- (2) なんとなく知っている →SQ7.へ
- (3) 知らない
- (4) 興味がない

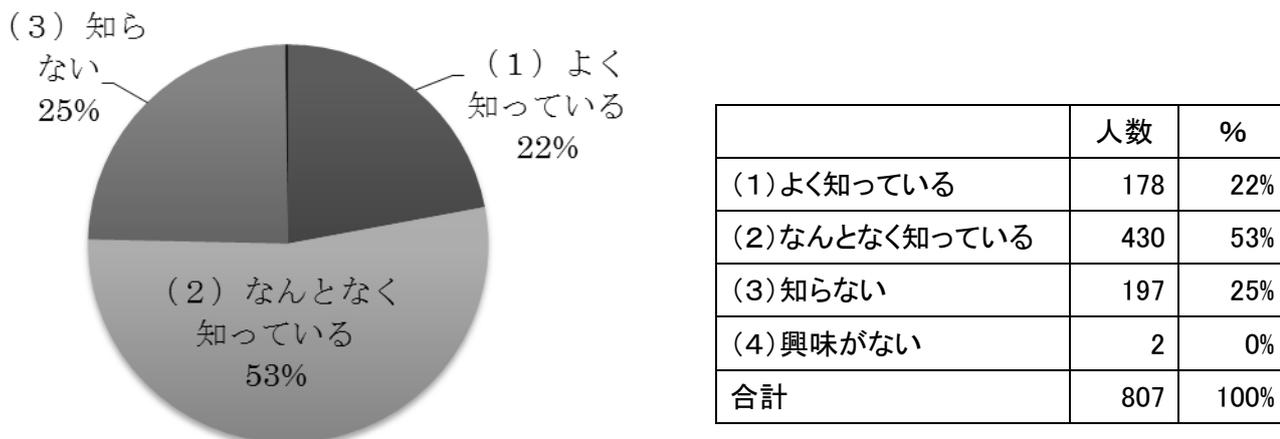
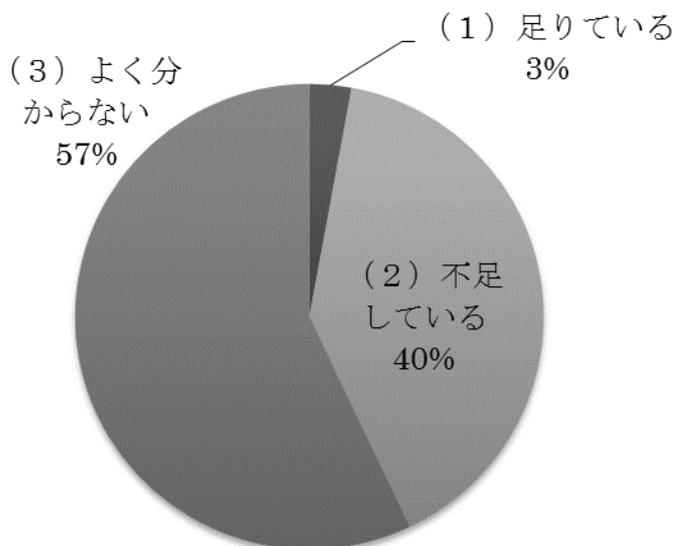


図7. 施設を知っている

資料

SQ7. 【Q7. で(1)又は(2)とお答えの方】障害のある人を支援する施設は足りていると思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 足りている (2) 不足している (3) よく分からない

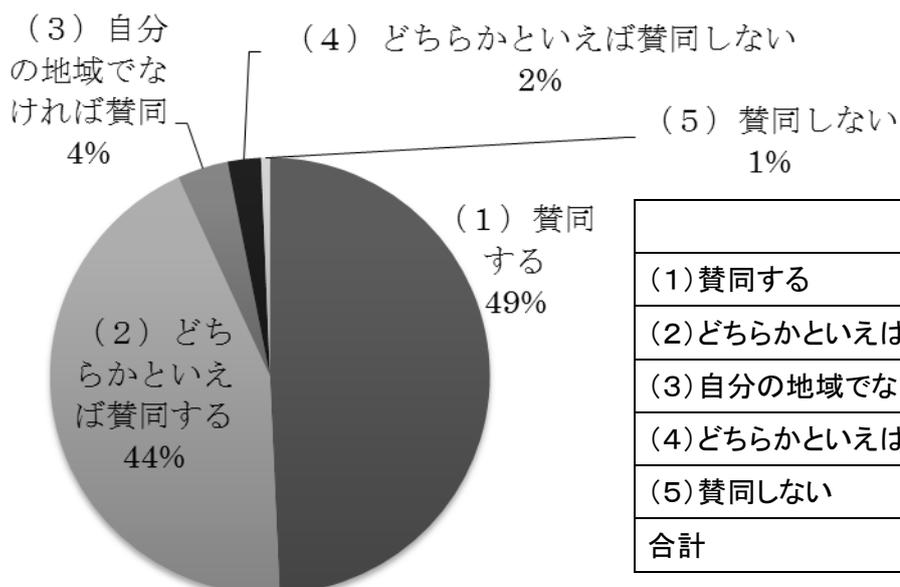


	人数	%
(1)足りている	17	3%
(2)不足している	236	40%
(3)よく分からない	336	57%
合計	589	100%

図7-1. 足りていると思うか

Q8. あなたが生活する身近な地域に、障害のある人が生活するための施設ができることになったら、どう思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 賛同する (2) どちらかといえば、賛同する
 (3) 自分の住んでいる地域でなければ、賛同する
 (4) どちらかといえば、賛同しない (5) 賛同しない



	人数	%
(1) 賛同する	383	49%
(2) どちらかといえば賛同する	341	44%
(3) 自分の地域でなければ賛同	29	4%
(4) どちらかといえば賛同しない	19	2%
(5) 賛同しない	5	1%
合計	777	100%

図8. 居住施設ができることについて

資料

Q9. あなたの家の近くに障害のある人の日中活動の施設（作業所、障害児デイサービス等）ができることになったら、どう思いますか。（当てはまる1つに○）

- (1) 賛同する
- (2) どちらかといえば、賛同する
- (3) 自分の住んでいる地域でなければ、賛同する
- (4) どちらかといえば、賛同しない
- (5) 賛同しない

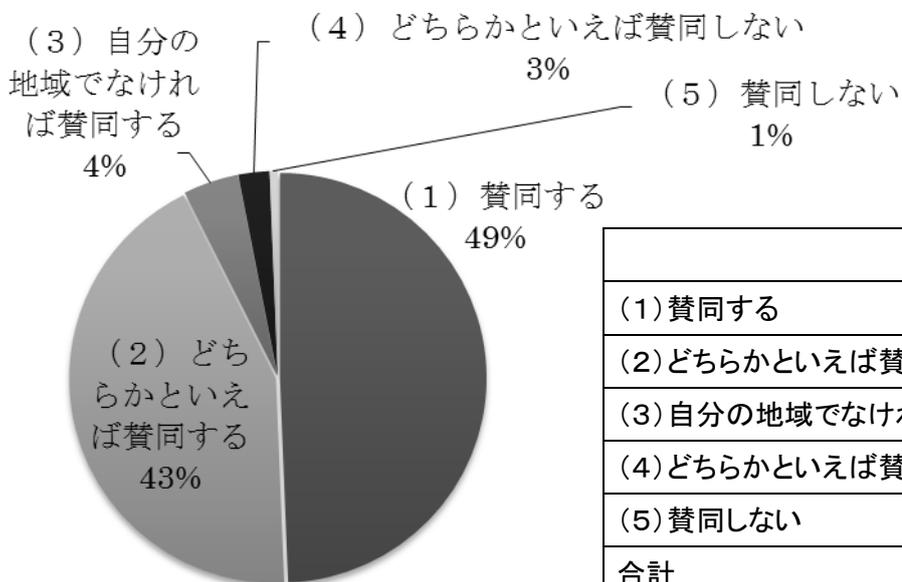


図9. 通所施設ができること

Q10. あなたは、障害のある人の施設は、どこに作るのが適切だと思いますか。（当てはまる1つに○）

- (1) 街なか（商店街など、街の中心部）
- (2) 住宅街のなか
- (3) 街の中心部から離れた場所
- (4) 分からない
- (5) その他

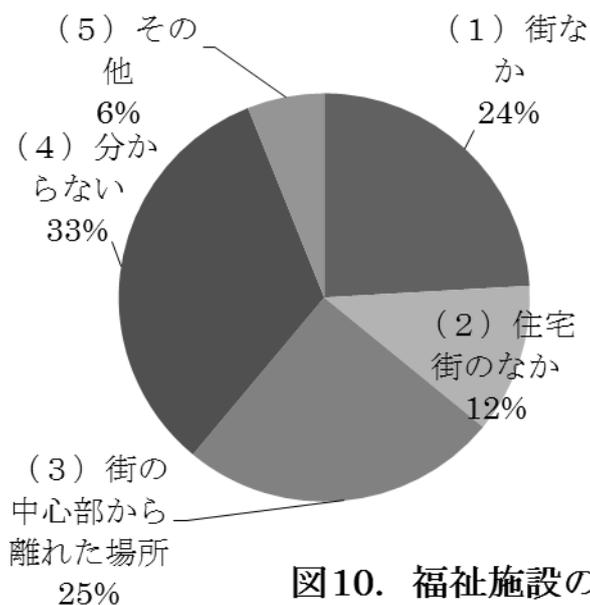
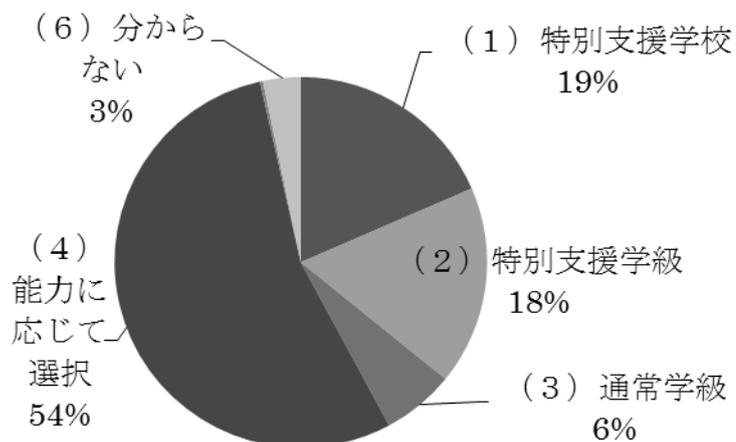


図10. 福祉施設の場所

資料

Q11. あなたは、障害のある子どもが学ぶ環境について、どこで学ぶのがよいと思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 障害のある子どものために作られた特別支援学校 (旧・養護学校)
- (2) 地域の学校に設置された特別支援学級 (旧・特殊学級)
- (3) 地域の学校の通常学級
- (4) 子どもの能力に応じてどこで学ぶかを選択する
- (5) 学ばなくてもよい
- (6) 分からない

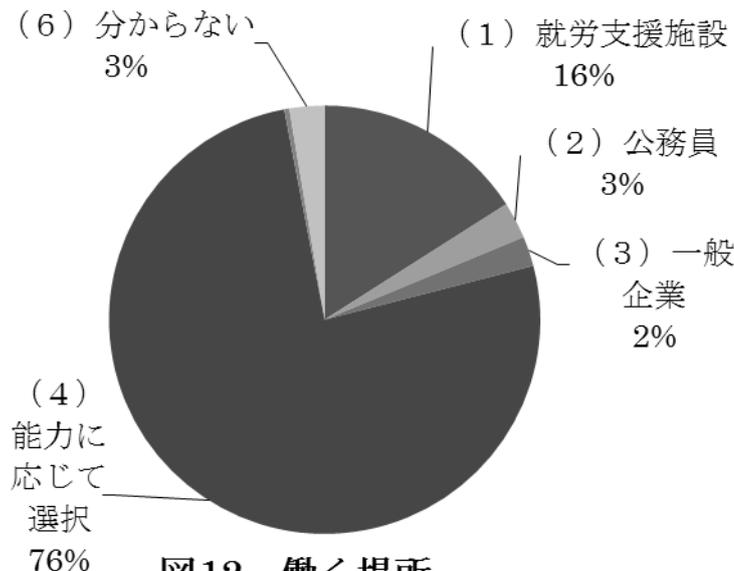


	人数	%
(1)特別支援学校	147	19%
(2)特別支援学級	138	18%
(3)通常学級	50	6%
(4)能力に応じて選択	432	54%
(5)学ばなくてもよい	2	0%
(6)分からない	26	3%
合計	795	100%

図11. 学習環境

Q12. あなたは、障害のある人が働く環境について、どこで働くのがよいと思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 就労支援施設 (障害のある方のために設置された就労場所。例：小規模作業所)
- (2) 公務員 (国や地方公共団体)
- (3) 一般企業
- (4) 本人の能力に応じてどこで働くかを選択する
- (5) 働かなくてもよい
- (6) 分からない



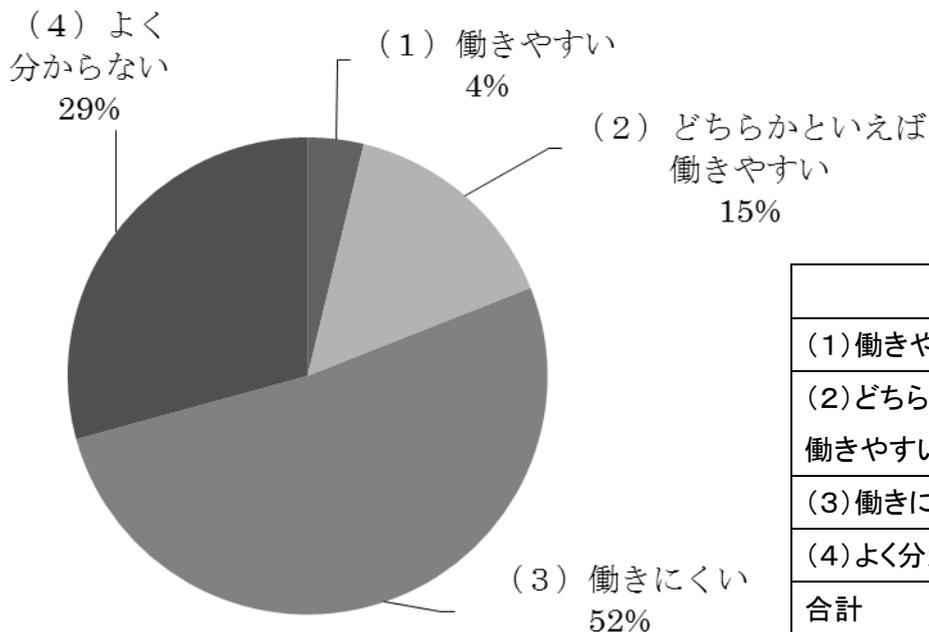
	人数	%
(1)就労支援施設	127	16%
(2)公務員	22	3%
(3)一般企業	18	2%
(4)能力に応じて選択	606	76%
(5)働かなくてもよい	3	0%
(6)分からない	21	3%
合計	797	100%

図12. 働く場所

資料

Q13. あなたが働く職場は、障害のある人が働きやすい環境だと思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 働きやすいと思う
- (2) どちらかといえば働きやすい
- (3) 働きにくいと思う
- (4) よく分からない

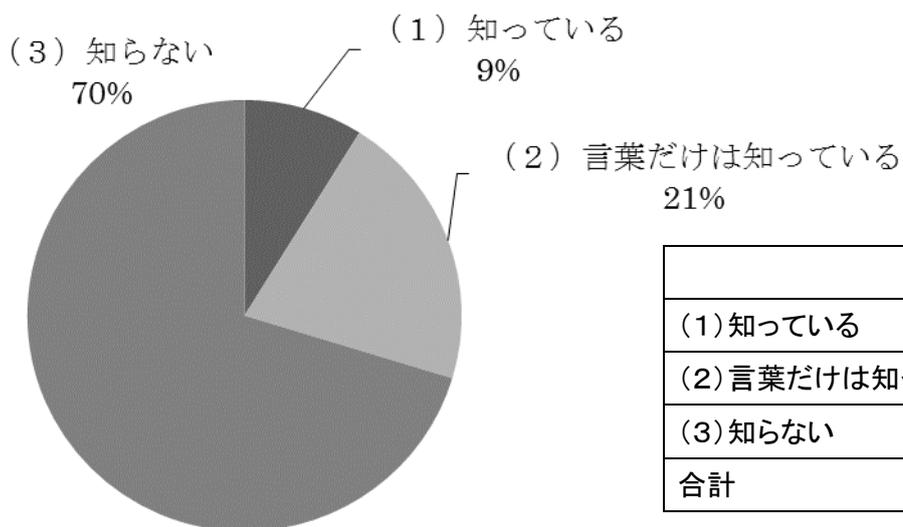


	人数	%
(1) 働きやすい	26	4%
(2) どちらかといえば働きやすい	105	15%
(3) 働きにくい	357	52%
(4) よく分からない	202	29%
合計	690	100%

図13. 労働環境

Q14. あなたは、「合理的配慮」(障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮)という言葉を知っていますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 知っている
- (2) 言葉だけは知っている
- (3) 知らない



	人数	%
(1) 知っている	70	9%
(2) 言葉だけは知っている	164	21%
(3) 知らない	554	70%
合計	788	100%

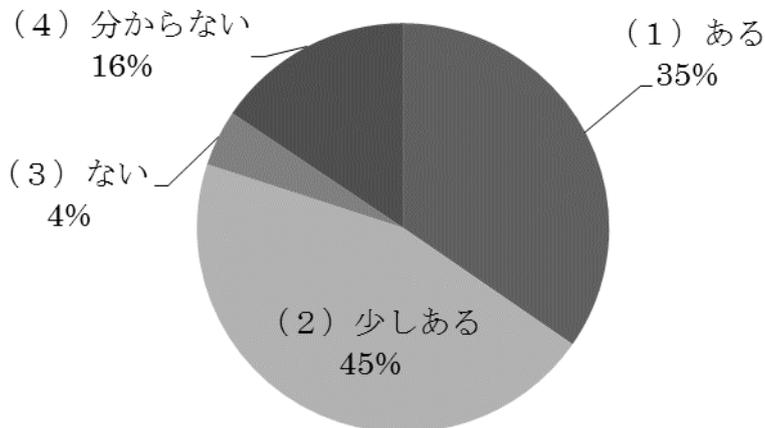
図14. 「合理的配慮」について

資料

Q15. あなたは、現在、日本の社会には障害のある人に対して、障害を理由とする差別があると思いますか。

(当てはまる1つに○)

- (1) ある→SQ15. へ
- (2) 少しはある→SQ15. へ
- (3) ない
- (4) 分からない

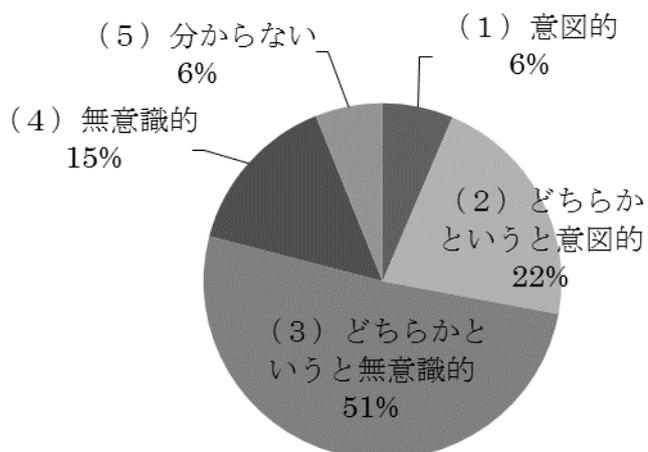


	人数	%
(1)ある	274	35%
(2)少しある	359	45%
(3)ない	35	4%
(4)分からない	123	16%
合計	791	100%

図15. 障害への差別

SQ15. 【Q15. で(1)又は(2)とお答えの方】あなたは、障害を理由とする差別を行っている人の意識についてどう思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 意図的に行われている差別が多い
- (2) どちらかという、意図的に行われている差別が多い
- (3) どちらかという、無意識に行われている差別が多い
- (4) 無意識に行われている差別が多い
- (5) 分からない



	人数	%
(1)意図的	40	6%
(2)どちらかという、意図的	135	22%
(3)どちらかという、無意識的	320	51%
(4)無意識的	93	15%
(5)分からない	38	6%
合計	626	100%

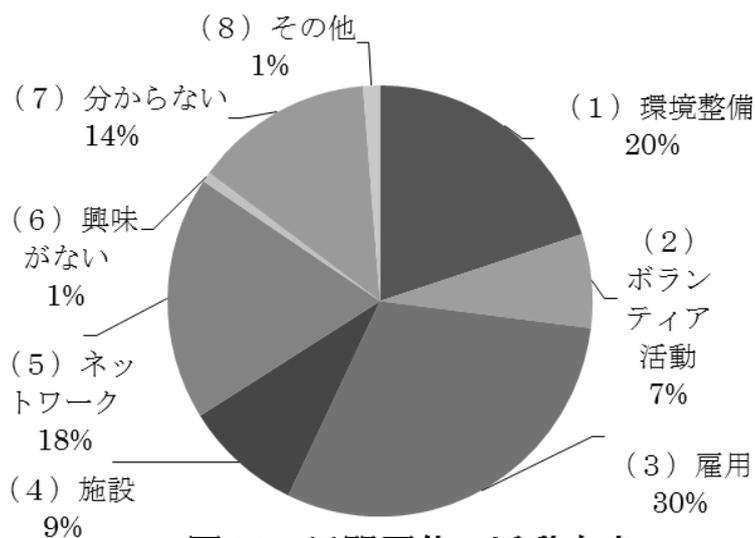
図15-1. 差別意識

資料

Q16. あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。

(当てはまる1つに○)

- (1) スロープ等の設置などの環境整備
- (2) ボランティア活動への参加
- (3) 積極的な雇用
- (4) 施設の建設
- (5) 障害のある人と地域を結ぶネットワークの整備
- (6) 興味がない
- (7) 分からない
- (8) その他



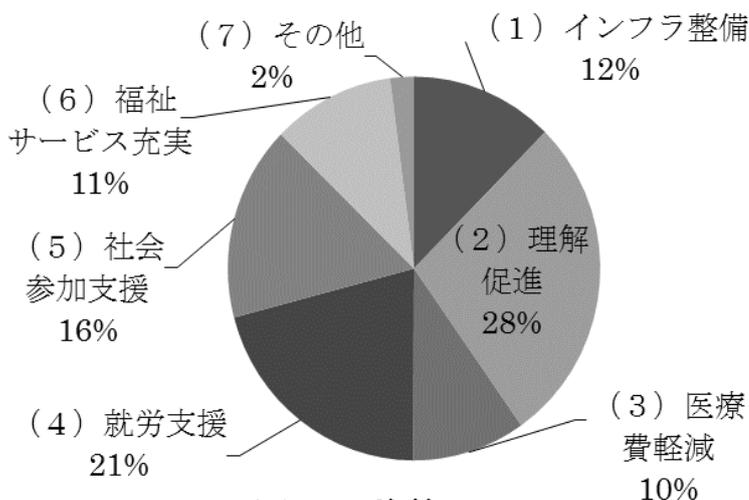
	人数	%
(1)環境整備	156	20%
(2)ボランティア活動	55	7%
(3)雇用	235	30%
(4)施設	70	9%
(5)ネットワーク	143	18%
(6)興味がない	6	1%
(7)分からない	106	14%
(8)その他	10	1%
合計	781	100%

図16. 民間団体の活動内容

Q17. あなたは、障害のある人に関する施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものはなんですか。

(当てはまる1つに○)

- (1) バリアフリー化などのインフラ整備
- (2) 障害に対する理解促進
- (3) 医療費の負担軽減
- (4) 就労の支援
- (5) 社会参加への支援
- (6) 福祉サービスの充実
- (7) その他



	人数	%
(1)インフラ整備	96	12%
(2)理解促進	215	28%
(3)医療費軽減	76	10%
(4)就労支援	161	21%
(5)社会参加支援	127	16%
(6)福祉サービス充実	82	11%
(7)その他	16	2%
合計	773	100%

図17. 施策について

資料

Q18. 障害のある人への支援や社会参加を進めるための計画を作るに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、参加したいと思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 積極的に参加したい (2) 機会があれば参加したい (3) どちらでもない
 (4) 参加したくない (5) 分からない

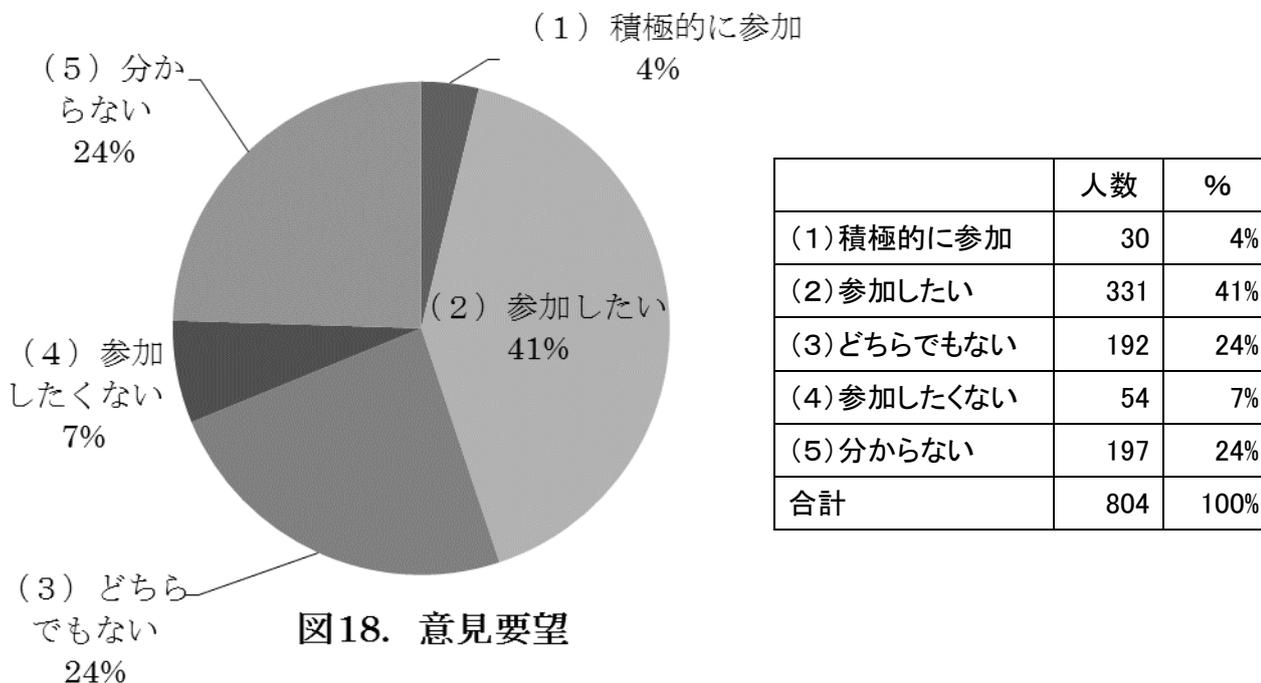


図18. 意見要望

Q19. あなたは、福祉サービスを充実させていくうえにおいて、行政と地域住民の関係は、どのようにあるべきだと思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 福祉を充実する責任は行政にある
 (2) 行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである
 (3) 福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである
 (4) まず、家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである

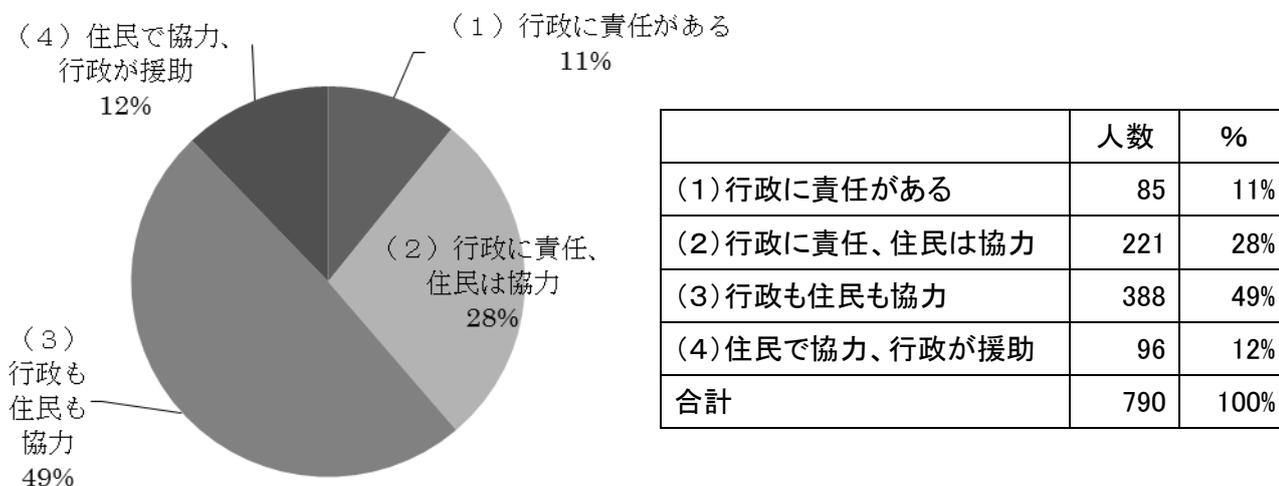
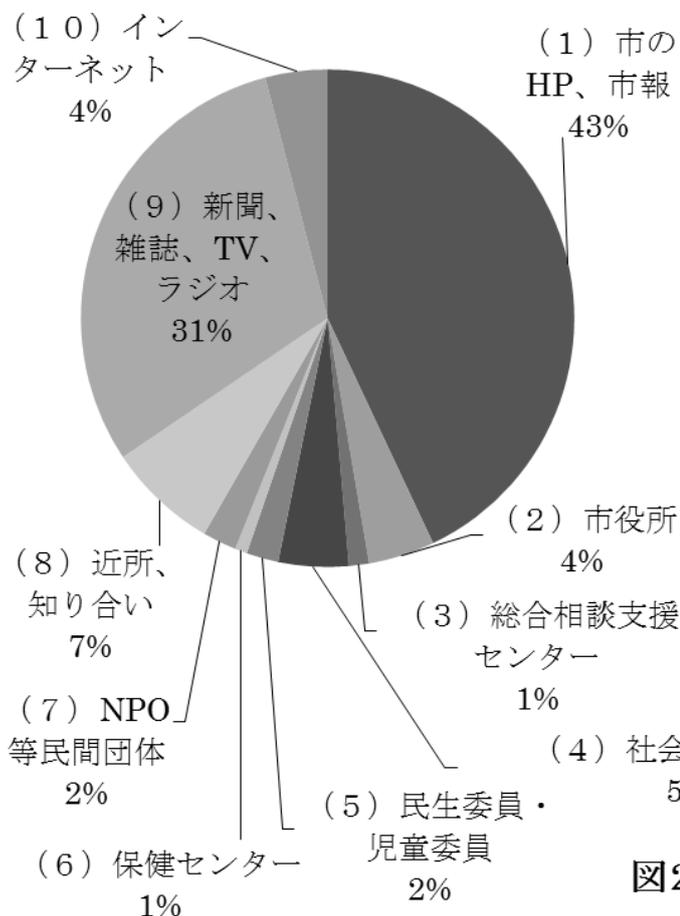


図19. 行政・住民関係

資料

Q20. あなたは、福祉の情報をどのように得ていますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 市のホームページや市報 (2) 市役所 (3) 総合相談支援センター キャッチ
- (4) 社会福祉協議会 (5) 民生委員・児童委員 (6) 保健センター
- (7) NPOやボランティア団体 (8) 近所・知り合い
- (9) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ (10) インターネット (11) その他

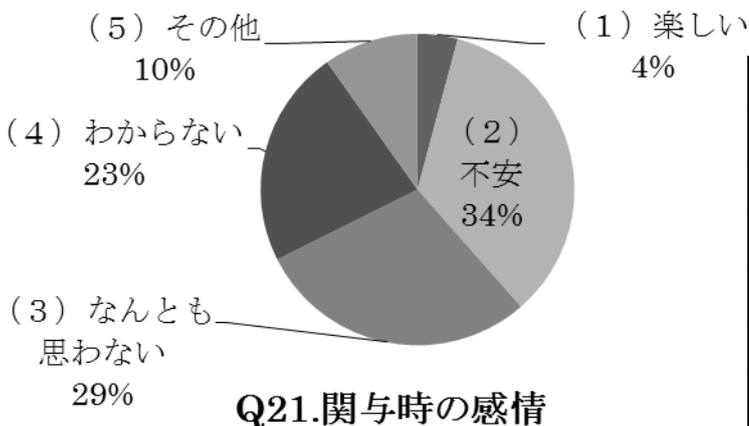


	人数	%
(1)市の HP、市報	327	43%
(2)市役所	33	4%
(3)総合相談支援センター	10	1%
(4)社会福祉協議会	35	5%
(5)民生委員・児童委員	16	2%
(6)保健センター	6	1%
(7)NPO 等民間団体	17	2%
(8)近所、知り合い	55	7%
(9)新聞、雑誌、TV、ラジオ	231	31%
(10)インターネット	31	4%
合計	761	100%

図20. 情報取得

Q21. あなたが障害のある人と関わる際、どのように感じますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 楽しい (2) 不安 (3) なんとも思わない
- (4) 関わったことがないのでわからない (5) その他



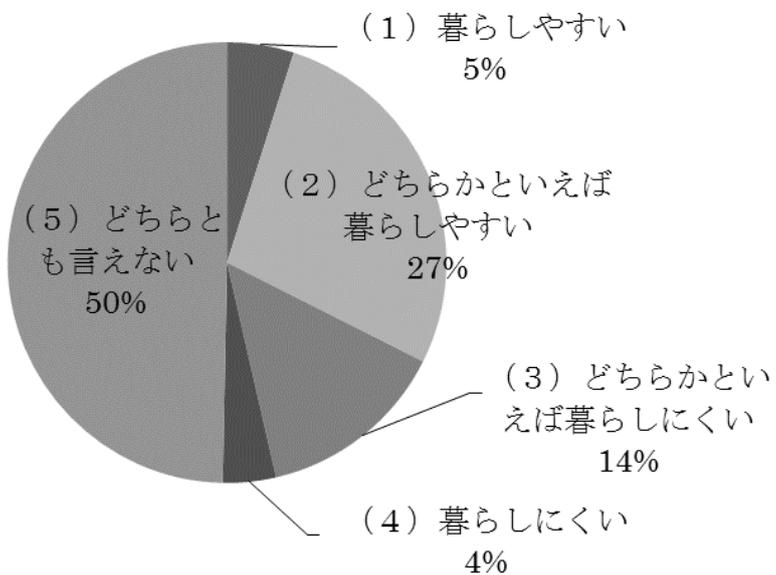
	人数	%
(1)楽しい	33	4%
(2)不安	275	34%
(3)なんとも思わない	232	29%
(4)わからない	181	23%
(5)その他	78	10%
合計	799	100%

Q21.関与時の感情

資料

Q22. あなたは、鳥栖市における障害者の暮らしやすさについてどう思いますか。(当てはまる1つに○)

- (1) 暮らしやすい
- (2) どちらかといえば、暮らしやすい
- (3) どちらかといえば、暮らしにくい
- (4) 暮らしにくい
- (5) どちらとも言えない



	人数	%
(1) 暮らしやすい	39	5%
(2) どちらかといえば暮らしやすい	218	27%
(3) どちらかといえば暮らしにくい	111	14%
(4) 暮らしにくい	31	4%
(5) どちらとも言えない	394	50%
合計	793	100%

図22. 暮らしやすさ

資料

鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、鳥栖市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、鳥栖市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 公共団体等の代表者
- (6) 市民の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

資料

鳥栖市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	団体名	役職名	氏名
学識経験者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	専務理事	◎田代 勝良
保健医療団体の代表者	医療法人 正友会 松岡病院	精神保健福祉士	君付 智裕
障害者団体の代表者	鳥栖市身障者福祉協会	会長	○小椎尾 嘉明
	鳥栖市手をつなぐ育成会	会長	牧崎 茂
	鳥栖・三養基地区精神障害者家族会	副会長	久石 祥浩
福祉サービス事業者の代表者	社会福祉法人 若楠 若楠療育園	事務長	佐藤 栄子
	社会福祉法人 あさひ会 朝日山学園	施設長	高取 正憲
	鳥栖・三養基地区総合相談支援センター	所長	高尾 一弘
当事者の代表	しょうがい生活支援の会 すみか	代表理事	芹田 洋志
教育機関の代表者	鳥栖基山地区校長会	田代小学校校長	庄嶋 巖
公共団体等の代表者	鳥栖保健福祉事務所	所長	蒲原 晃嗣
	鳥栖市社会福祉協議会	会長	小石 正明
	鳥栖公共職業安定所	所長	七田 覚
市民の代表者	鳥栖市区長連合会	会長	増田 悟
	鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会	鳥栖地区会長	森木 憲二

資料

鳥栖市障害者福祉計画策定の経過

内 容	
○H26. 8. 8	第1回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・障害福祉計画の趣旨、策定の方法、スケジュール等について説明
○H26. 8. 12	第1回鳥栖市障害福祉計画策定委員会 ・第4期障害福祉計画の趣旨、第3期障害福祉計画の分析及び評価、スケジュール等について説明
○H26. 8. 22	第4期障害福祉計画策定に係る市町村担当者会議（1回目）
○H26. 8. 29～9. 30	鳥栖市障害者理解基礎調査
○H26. 9. 1～22	事業所訪問によるヒアリングを実施（市内14事業所）
○H26. 10. 24	第2回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・前回の指摘事項 ・障害福祉計画素案について
○H26. 12. 1	第2回鳥栖市障害福祉計画策定委員会 ・前回の指摘事項 ・障害福祉計画素案について
○H27. 2. 2	パブリック・コメント実施（H27. 2. 27日迄）
○H27. 3	第3回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・パブリック・コメントについて
○H27. 3	第3回鳥栖市障害福祉計画策定委員会 ・パブリック・コメントについて
○H27. 3	鳥栖市障害福祉計画策定委員会より市長へ計画案を提言

第4期鳥栖市障害福祉計画

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地
鳥栖市 市民福祉部社会福祉課障害者福祉係
電話番号 0942-85-3642
e-Mail fukusi@city.tosu.lg.jp
